

# 「事務・事業の在り方に関する意見」の実施状況

平成16年5月12日

地方分権改革推進会議

社会保障	1
教育・文化	16
公共事業	25
産業振興	61
治安その他	72

## 社会保障

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(1) 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進</b>  <b>総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成14年度中に実施】</b></p> <p>保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。</p> <p>住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を平成14年度中に発出し、周知徹底を図る。</p>	<p>都道府県等に、保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能である旨の通知を下記の通り発出し、周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について」(平成15年3月28日付厚生労働省健康局総務課長通知)</li> <li>・「保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所の統合等について」(平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知)</li> <li>・「児童相談所運営指針の改正について」(平成14年12月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</li> <li>・「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</li> <li>・「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</li> </ul> <p>(参考) 統合施設となっている保健所の割合 42.1% (平成15年1月現在)</p>	
<p><b>総合化・統合化事例の集積と紹介【平成15年度中に実施】</b></p> <p>地方の総合行政に関する取組みについて、平成15年度に調査を行い、効果を上げている事例を事例集として地方公共団体向けに公表することにより、地方の総合行政に関する取組みの参考に供する。</p>	<p>平成15年11月に地方の総合行政に関する取組みについて調査を行い、効果を上げている事例を事例集として取りまとめ、平成16年3月に地方公共団体向けに公表。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 16 年度予算額)
<p><b>教育・警察行政との連携・人事交流【逐次実施】</b></p> <p>福祉行政が教育行政や警察行政などと連携を図りながら施策を進める必要性が高まっていることから、特別支援教育（教育上特別な支援を要する障害のある児童生徒に対する教育）、児童虐待などの分野を中心としてこれらの行政分野との連携を更に進め、福祉行政の活性化を図る。</p>	<p>次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律案」を今第 159 回国会に提出した。</p> <p>この改正法案においては、虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワークの運営等に関する規定を整備し、虐待の予防や早期発見を促進することとしている。</p> <p>また、国及び地方公共団体は児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護・自立の支援等を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化等のために必要な体制の整備に努めなければならないとする「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が議員立法により今第 159 回国会において成立した。</p> <p>この改正法においては、児童相談所長等は必要に応じて適切に、警察署長に対して援助を求めなければならないこと、その場合、警察署長は必要と認めるときは速やかに所属警察官に措置を講じさせるよう努めなければならないこととされている。</p>	
<p><b>児童虐待等についての市町村の役割の強化【平成 17 年度までを目途に検討・結論】</b></p> <p>件数が大幅に増加している児童虐待等については、都道府県、政令指定都市に置かれる児童相談所を中心として対応がなされているが、児童虐待の防止等に関する法律の見直し結果（平成 16 年秋を目途）も踏まえ、児童虐待の早期発見、発生予防等を進める観点から、市町村の役割の強化について検討を行い、平成 17 年度までを目途に結論を得る。</p>	<p>次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律案」を今第 159 回国会に提出した。</p> <p>この改正法案においては、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化することとしている。</p> <p>また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所等に通告しなければならないこととする「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が議員立法により今第 159 回国会において成立した。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>〔幼保一元問題〕</b>  <b>事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】</b>            地方の幼稚園・保育所の運営の参考に供するために、幼稚園と保育所の連携事例について平成14年4月からインターネットによる事例紹介を行っているが、今後、一体的運営・施設の統合の事例紹介などについて充実を図るとともに、施設・職員の配置基準等についても地方からの具体的要望を受け、幼保の一体的運営を可能な限り容易にする方向で厚生労働、文部科学両省の協議を進めていく。</p>	<p>厚生労働省と文部科学省との間で保育所と幼稚園の連携や資格の相互取得の促進等について協議を進めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年12月、「幼稚園と保育所の連携事例集」を作成し、関係者に配布した。</li> <li>平成15年5月現在、保育所と幼稚園の共用化施設数は216件(累計)である。</li> </ul> <p>また、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」について、文部科学省と厚生労働省で連携し、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施することとしている。具体案等について、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会及び社会保障審議会児童部会において検討中。</p>	
<p><b>幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【平成15年度中に検討・一定の結論】</b>            幼稚園教諭、保育士の養成課程については、両資格を取得しやすくなるよう見直された新カリキュラムが平成14年度から施行されているが、資格の一元化に向けた動きを一層促進する観点から、幼稚園教諭資格を持つ者が保育士資格を取得しやすくする方法について、平成15年度中に検討し早期に結論を得る。</p> <p>また、当会議としては、次に述べる制度の一元化の環境整備を図る観点から、両資格の一元化等に向けた更なる検討を強く求める。</p>	<p>幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の筆記試験科目の発達心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除できることについて、平成15年12月に措置した。</p> <p>(「保育試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号))</p> <p>また、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得する方策として、新たに幼稚園教員資格認定試験を創設。今後、実施方法等について検討を行い、平成17年度より実施予定。</p>	
<p><b>幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】</b>            地域における幼保の一体的運営の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼保の制度そのものの一元化について検討を行う。</p> <p>当会議としては、地方からの強い一元化要望や地域における子供の</p>	<p>構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、近年の少子化や過疎化の進行により、幼児数の減少、幼児同士の活動の機会の減少等の事情にある地域において、以下の措置を認めている。</p> <p>(平成16年3月末現在 延べ56件特区認定)</p>	<p>保育所運営費負担金 2,665億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>養育の実態等に鑑み、本件については根本にある児童福祉法等に基づく国の関与の在り方にまで遡って検討を行い、同時に補助負担事業見直しの側面から保育所運営費負担金制度等の見直しも念頭に置くべきと考える。</p>	<p>[ 文部科学省 平成15年4月申請受付開始 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳になる年度の初めから幼稚園に入園できる特例</li> <li>・幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例</li> </ul> <p>[ 厚生労働省 平成15年10月申請受付開始 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認</li> <li>・保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認</li> <li>・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任</li> </ul> <p>[ 文部科学省 平成16年5月申請受付開始 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例</li> </ul> <p>[ 厚生労働省 平成16年5月申請受付開始 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認</li> </ul> <p>[ 文部科学省・厚生労働省 平成16年5月申請受付開始 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例</li> </ul> <p>就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」については、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施することとしている。具体案等について、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会及び社会保障審議会児童部会において検討中。</p> <p>平成16年度予算において、公立保育所に係る児童保護費等負担金(1,661億円)を一般財源化し、一般財源化所要額は所得譲与税により税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入した。</p> <p>これに伴い市町村は、この財源を認可保育所だけでなく、無認可保育所にも使用したり補助できることとなった。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(2) 民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築</b></p> <p><b>公設民営に関する周知【平成15年度に実施】</b></p> <p>社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する。</p> <p>この他、PFI制度を活用した公設民営については、まだ実績が少ないことから、地方公共団体向けのマニュアル等の作成、担当者を集めた研修会の開催などを継続的に行うことにより地方の取組みの参考に供する。</p>	<p>平成15年11月より社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行っており、調査結果を地方公共団体に対して周知した。</p> <p>また、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月、平成16年3月)において、保育所の公設民営方式の促進に関して、これまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を行った。</p>	
<p><b>民間主体の一層の事業参入【逐次実施】</b></p> <p>在宅福祉やケアハウス、保育所などNPOや民間企業の参入が可能となっている分野において、地方からの要望も踏まえ、多様な事業主体による多様なサービス供給が行われるよう支援を行っていく。</p>	<p>老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、国庫補助対象とした。</p> <p>また、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月)において、認可保育所の設置主体や施設基準について、これまでの規制緩和措置を周知徹底した。</p> <p>株式会社による特別養護老人ホームの経営について、平成15年4月より構造改革特区において、利用者の保護に配慮し、地方公共団体が十分関与できる方式である公設民営又はPFI方式の下で容認し、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、国庫補助対象に追加した。</p> <p>また、社会福祉施設(国庫補助対象事業施設)について、地域再生計画の申請があり、その申請が一定の要件を満たす場合には、NPO法人等への無償による貸与又は同一事業者による公共的施設(国庫補助の対象であるものに限る。)への転用を可能とした(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>保育所の公設民営の促進【措置済み】</b></p> <p>平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃した。</li> <li>・平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。</li> <li>・平成14年3月に、公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示した。</li> <li>・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催した。</li> <li>・地方公共団体を対象とした担当者会議（平成15年3月、平成16年3月）において保育所の公設民営方式の促進に関してこれまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を図った。</li> <li>・公設民営保育所設置件数537件【累計】（平成15年8月末現在）</li> </ul>	
<p><b>公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】</b></p> <p>民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成13年度第1次補正予算において、PFI法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買取り費用について国庫補助の対象としている。</p>	<p>東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市、愛知県高浜市、福井県鯖江市並びに山口県山陽町において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行う具体的なプロジェクトが進行中。</p>	
<p><b>水道事業に関する業務委託【措置済み】</b></p> <p>平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。</p>	<p>厚生労働大臣認可事業者において、平成14年度には4件、平成15年度には6件の業務委託が行われた。</p> <p>平成14年3月、厚生労働省より水道事業等の第三者委託制度の対象業務の考え方についてとりまとめ、市町村等へ通知を行ったほか、海外での水道事業についての様々な官民連携の動きについても紹介。今後とも、民間セクターとも連携しつつ、実際の第三者委託事例等を踏まえた委託実施の手引書の作成を行う等、水道事業者等における第三者委託制度の積極的な活用が図られるよう必要な支援を行う。</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し</b>  <b>〔行政組織に関する必置規制の見直し〕</b>  <b>児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討【平成16年を目途に検討・結論】</b>  児童福祉サービスの提供体制について、都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、平成13年12月から社会保障審議会児童部会で行われている議論を踏まえながら子どもを取り巻く環境の変化に対応するよう見直しを進め、平成16年を目途に結論を得る。</p>	<p>次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律案」を今第159回国会に提出した。</p> <p>この改正法案においては、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化することとしている。また、政令で定める市は児童相談所を設置できることとするなど全体として地域における児童相談体制の充実を図ることとしている。</p> <p>なお、平成15年11月17日に取りまとめられた社会保障審議会児童部会報告書において、児童相談所の必置規制の見直しについては、児童相談所が有する強制権限発動の役割や必要とされる専門性確保の観点などから、慎重に考えるべきであるとされた。</p> <p>また、児童福祉司の必置規制の見直しについても、児童相談所が権限発動など今後より一層求められる役割を的確に果たすためには、高度の専門性を確保することが必要であることから、慎重な検討が必要であるとされた。</p>	
<p><b>〔職員に関する必置規制の見直し〕</b>  <b>任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】</b>  身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格について、より一層の活用を図る観点から任用に係る効率的な研修制度の在り方を含め検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直し(平成18年度までを目途)の際に措置する。</p>	<p>身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の任用資格の在り方については、平成15年度から施行された支援費制度の実施状況を勘案しつつ検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直しの際に措置する。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途に検討・結論、平成15年度を目途に実施】</b></p> <p>社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成15年3月4日）において、地方分権改革推進会議の意見等を踏まえ、人事の弾力的な運用・活性化を図る観点から、採用時・異動時において資格を有さない者を配置することはやむを得ないものとする等々の取扱方針を示し関係部局等への周知徹底を依頼するとともに、社会福祉主事の活用方策等についての関係課長通知を发出（平成15年6月10日付厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）。</p>	
<p><b>と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】</b></p> <p>牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するために獣医師が機動的にと畜検査に関われるように、食品安全対策の見直しの一環として、と畜検査員の在り方についても見直しを行い、当該見直しの結果を踏まえて平成15年を目途として提出する法改正で併せて措置する。</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）において、都道府県及び保健所設置市にと畜検査員を置くこととする現行法の規定について、と畜検査等を行うために都道府県知事及び保健所設置市の市長がと畜検査員を命ずる旨の規定に改めた（改正規定の施行日：平成16年4月1日）。</p>	
<p><b>保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】</b></p> <p>保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止については、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。</p> <p>なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しが見込まれることを強く求める。</p>	<p>保健所長の医師資格要件については、保健所長の業務、資質、資格要件について、関係者間で幅広い議論を行うことを目的とし、平成15年3月厚生労働省の下に「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を設置した。同検討会は、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2003」を踏まえ、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保を前提として、地方の自主性の拡大の観点に立って検討を行ったが、報告書（平成16年3月31日）は両論併記となった。</p> <p>この報告書を踏まえ、平成16年4月厚生労働省は「公衆衛生行政に必要な医学的専門知識に関し医師と同等またはそれ以上の知識を有する技術吏員に対して医師資格要件の例外を認める」ことを決定した。本年中を目途に政令改正により措置する予定。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>〔審議会等に関する必置規制の見直し〕</b>  <b>審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成18年度までを目途に段階的に実施】</b>  都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて見直しを行う。なお、審議会等の名称規制については廃止する方向で見直す。  (政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等)  主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発に関する審議会等(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置)</li> <li>・地方精神保健福祉審議会(次期法改正(平成17年を目途)の際に措置)</li> <li>・都道府県生活衛生適正化審議会(適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知)</li> </ul> <p>(第三者機関的な審議会等)  個人の具体的権利義務に関わる処分を行う第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、そうした機能の必要性は前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置)</li> <li>・感染症診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置)</li> <li>・地方社会福祉審議会(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置)</li> <li>・都道府県児童福祉審議会(平成14年度中に検討の結論を得て、直近の法改正(平成17年度までを目途)時に措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発に関する審議会等 次期職業能力開発促進法改正時に規定を整備する方向で検討を更に進めて行く予定。</li> <li>・地方精神保健福祉審議会 次期法改正(平成17年を目途)の際に措置。</li> <li>・都道府県生活衛生適正化審議会 平成14年1月の全国主管課長会議において、適正化規定の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨周知した。</li> <li>・結核診査協議会 結核診査協議会の名称規制を廃止し、設置形式の緩和などを盛り込んだ結核予防法の一部を改正する法律案を今第159回国会に提出した。</li> <li>・感染症診査協議会 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について」(平成15年11月5日健発第1105002号厚生労働省健康局長通知)により、他の審議会等と統合して設置して差し支えないものである旨通知済。</li> <li>・地方社会福祉審議会 次の法改正時に必要な法改正を行う予定。</li> <li>・都道府県児童福祉審議会 平成15年7月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」において、行政処分等に係る事項以外の政策審議は任意に行うことができることとした。</li> </ul>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(4) 知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方の自主性・自立性の強化</b>  <b>〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕</b>  <b>特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】</b>  平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケアの居住福祉型特別養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所得者に対する配慮を行いながら、その居住費部分を利用者負担とする方向で検討を行い、措置する。</p>	<p>ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等について、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることとした(平成15年4月1日施行)。</p>	
<p><b>保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】</b>  保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和する方向で検討し、平成14年度中に措置をする。  なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律に義務付けを行うべきでなく、地方公共団体が地域の実情に合わせて判断を行うべきと考えることから、当該義務付けを廃止する方向での検討を求めたい。  (本文から抜粋)  「現在、この義務付けは省令で定められており、当該要件を満たさなければ国から保育所施設整備の補助負担金が交付されない仕組みとなっている。こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。」</p>	<p>保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をする場合など、安全性等が確保される場合には、調理室の兼用を認めることについて、平成16年3月に通知を発出した。  また、構造改革特区において、公立保育所について給食の外部搬入方式を認めた。</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金  1,304億円</p>
<p><b>国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し【継続的検討】</b>  当会議の方針を踏まえ、国が設定している最低基準等について今後とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービス水準を引き下げ、地方の裁量に委ねてよい部分を拡大する余地がないか随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方</p>	<p>国が設定している最低基準等についても今後、予算編成や制度改正の際に、随時見直しを行うとともに、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直しを行う。  例えば、国が設定している最低基準については、これまで、以下の見直しを行っている。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>についても見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・痴呆性高齢者グループホームについて、住み慣れた地域での生活の継続や地域住民との交流など適切な痴呆性高齢者ケアが確保される場合には、工業地域にも立地できることとした(平成16年2月1日適用)。</li> <li>・単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には実施を可能とした(平成16年4月1日適用)。</li> <li>・介護保険法上の基準該当短期入所生活事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法上の指定短期入所事業所としての指定を可能とした(平成16年4月1日適用)。</li> </ul> <p>また、生活保護制度については、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度を目途に制度の見直しを行う予定。</p>	<p>生活保護費負担金 17,384億円</p>
<p><b>補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】</b></p> <p>社会保障分野における国庫補助事業について、地方公共団体の創意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討を行う。</p>	<p>現行の個別の補助金の必要性について、各々政策目的の達成状況を見極めながら、平成17年度予算編成及び三位一体改革等の検討過程において、統合補助金的な補助金制度についても検討する。</p> <p>なお、補助金の統合・メニュー化については、これまで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の施行に伴い、「老人ホームヘルプサービス運営事業」、「老人デイサービス運営事業」、「老人短期入所運営事業」を廃止(平成12年度)</li> <li>・「家族介護支援事業」を「介護予防・生活支援事業(現在の介護予防・地域支え合い事業)」に統合(平成13年度)</li> <li>・「禁煙支援促進事業」を「地域保健関係職員等研修事業」のメニューとして追加(平成15年度)</li> <li>・「社会福祉施設等設備整備費負担金」と「社会福祉施設等施設整備費負担金」を「社会福祉施設等施設整備費負担金」に統合(設備整備費を施設整備費に統合)(平成16年度)等を図っている。</li> </ul>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】</b>            病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。</p>	<p>平成15年8月に、都道府県を通じて、平成14年4月に措置された医療法人の理事長要件緩和後の非医師理事長の認可状況について調査したところである。</p>	
<p><b>保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】</b>            保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。</p>	<p>児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第168号)により、防火・避難基準の緩和を行った。</p>	
<p><b>児童扶養手当に関する見直し【措置済み】</b>            児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を平成14年3月に国会に提出した。</p>	<p>児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法が平成15年4月より施行されている。</p>	<p>児童扶養手当給付費負担金            3,013億円</p>
<p><b>〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕</b>  <b>公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】</b>            公立の社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次回の法改正(平成18年度までを目途)の機会をとらえて措置する。</p>	<p>公立の社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)の施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら、次回の法改正(平成18年度までを目途)の機会をとらえて補助規定化することを含め、今後検討を行う。</p>	
<p><b>福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】</b>            町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次回の社会福祉法の改正(平成18年度までを目途)時に措置する。</p>	<p>現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を平成16年度に実施し、その結果を踏まえて検討を行い、次回社会福祉法の改正時に必要な措置を採ることとしている。</p>	
<p><b>児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成14年度中に実施】</b>            児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行い、平成14年度中に必要な政令改正を行う。</p>	<p>児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議については、平成15年4月1日に施行した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」において廃止した。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】</b></p> <p>身体障害者更生相談所の判定を要さずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成7年7月及び平成13年6月の改正の効果や現場の反応等を見極め、関係者からの要望の集積を踏まえながら平成15年度中に更なる追加が可能かどうか判断する。</p>	<p>専門家の意見を聴取する検討委員会を設置し、全国の身体障害者更生相談所及び市町村を対象に実施した実態調査の結果を踏まえた議論を行い、市町村の判断のみで給付できる種目を追加する方向で報告書を取りまとめたところである。今後、国が技術的助言として示している補装具給付事務に関する指針等について、本報告書の内容に基づく所要の改正を行うこととする。</p>	
<p><b>知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】</b></p> <p>知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。</p>	<p>〔同左〕</p>	
<p><b>〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕</b></p> <p><b>知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】</b></p> <p>知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正（平成18年度までを目途）時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。</p>	<p>栄養士・調理師に係る養成施設については、平成14年11月に関係団体に、平成15年3月に都道府県に対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行った。また、現在都道府県から意見聴取を行ったところであり、関係団体の意見を聴取して今後検討を進めることとしている。</p> <p>製菓衛生師にかかる養成施設については、平成16年2月に都道府県及び関係団体にに対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行うとともに、現在都道府県から意見聴取を行ったところであり、関係団体の意見も踏まえて、今後検討を進めることとしている。</p>	
<p><b>障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結論】</b></p> <p>障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成15年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成18年度までを目途に結論を得る。</p>	<p>障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲については、平成15年度から施行された支援費制度の実施状況を勘案しつつ検討を行うこととしている。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(5) 社会保険分野における国・地方の関係</b>  <b>国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】</b></p> <p>小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているが、平成14年度中に策定される保険者の統合・再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏まえながら検討を行う。</p>	<p>平成15年3月28日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を閣議決定した。</p> <p>市町村国保の再編・統合については「市町村国保については、「市町村合併特例法」の期間中は、市町村合併の推進や事業の共同化等により、保険運営の広域化を図る。さらに、国、都道府県及び市町村の役割を明確にした上で、都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指す。なお、被保険者管理や保険料徴収等の事務については引き続き住民に身近な市町村において実施する。」こととされた。</p> <p>この基本方針に基づき、再編・統合の内容の具体化について検討を行い、都道府県において計画的に再編・統合を推進していくこととしている。</p> <p>平成16年4月より、市町村国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合などの保険者を構成員として都道府県単位で協議会を設け、都道府県内の医療費の調査、分析、評価、被保険者に対する健康づくりなどの教育・指導、各保険者が実施している独自の保健事業に関する情報交換などを行うモデル事業を開始したところである。</p>	
<p><b>介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】</b></p> <p>介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後5年を目途に行うとされている制度の見直しも念頭に置きつつ、地方公共団体からの具体的要望を受けて、随時必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p>	<p>三位一体改革において、平成16年度予算から介護保険事務費交付金(305億円)を一般財源化し、一般財源化所要額は所得譲与税により税源移譲。</p> <p>介護保険の施行後5年を目途に行う制度の見直しについては、給付の在り方、負担の在り方等について、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、検討しているところである。</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(6) 地方支分部局と地方の新たな関係の構築</b>  <b>行政手続の地域での完結【逐次実施】</b>  地方支分部局の実質的決定権の拡大を図るよう、中央省庁に継続的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような体制の確立を進める。</p>	<p>地方支分部局において適切な対応が可能となるよう、地方支分部局の所掌事務について、例えば、新規施策を実施するに当たり、当該施策の事務処理手引等マニュアルの作成等を随時行っているところである。</p> <p>さらに、地方厚生局では、一部地方公共団体向け補助金等の執行事務の移管を進めており、平成15年度には、結核医療費等を移管し、平成16年度には、社会福祉施設整備及び保健衛生施設整備に係る補助負担金を移管したところである。</p>	
<p><b>雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】</b>  雇用問題に関する地方の高い問題意識を十分踏まえ、積極的な情報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携を図られるよう努める。</p>	<p>「しごと情報ネット」については、地方公共団体を含め、広く一般に利用されているところであるが、平成16年度予算により、障害者に係る求職情報の提供や職業能力開発関係情報の提供機能の充実(リンクの設定)等の機能の拡充を図る予定。</p> <p>(参考)  アクセス数 携帯版：約51万件  パソコン版：約50万件  (平成16年2月の1日平均アクセス数)</p>	
<p><b>高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】</b>  高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成14年度中に結論を得る。</p>	<p>地方公共団体による職業紹介について、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、届出により実施を可能とする内容の改正職業安定法が平成15年6月13日に公布され、平成16年3月1日に施行された。</p>	

## 教育・文化

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(1) 初等中等教育に関する国の関与の在り方</b>  <b>教科書採択地区の小規模化【一部措置済み、継続的検討】</b>            教科書採択地区(現在542地区)は、制度上、市又は郡単位でも設定できるが、実際にはより広い区域に設定されている。平成14年7月の教科用図書検定調査審議会報告では、こうした現状に鑑み、採択地区の決定権を持つ都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえて採択地区がより適切なものとなるよう見直すことが求められ、これに基づく通知が、既に文部科学省から発出されている。</p> <p>採択地区の設定は自治事務であることに留意し、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるよう、本件に関する取組状況を継続的に調査し、平成15年度以降も引き続き小規模化に向けた地方の取組みを促す。</p>	<p>平成15年3月28日付け初等中等教育局長通知「平成16年度使用教科書の採択について」や会議を通じ、各都道府県教育委員会等に対し指導した結果、小規模化が進み、採択地区数は、平成14年には542地区であったのが現在は578地区に増加している。平成16年度においても、通知や会議を通じ、引き続き都道府県教育委員会等を指導し、地方の取組みを促しているところ。</p>	
<p><b>政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】</b>            政令指定都市立の高等学校の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>	<p>認可制を届出制にすることなどについて、平成15年度に指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会の意見を集約した。この意見を踏まえ、制度の見直しについて具体的に検討する。</p>	
<p><b>中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】</b>            中核市立の幼稚園の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>	<p>認可制を届出制にすることなどについて、平成15年度に中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会の意見を集約した。この意見を踏まえ、制度の見直しについて具体的に検討する。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【平成14年度から実施】</b> 文部科学省は、一層大綱化・弾力化された学習指導要領(平成14年度から順次適用)の下で、各地で実施されている多様な教育活動の実例を収集し紹介しているが、今後とも、地方や各学校が意欲的な教育に取り組むための環境づくりを行う観点から、インターネット等を通じ積極的な事例紹介に努める。</p>	<p>発展的な学習や補充的な学習の指導上の参考となる「個に応じた指導に関する指導資料」を平成14年8月に作成、配布した。 新学習指導要領の下での特色ある取組を紹介するパンフレットを作成し、全学校(小・中・高)に配布した(平成15年4月)。また、当該パンフレットはインターネット上で公表している。</p>	
<p><b>基準の大綱化・弾力化の周知徹底【平成14年度から実施】</b> 広報パンフレット、インターネットや各種会議等を通じて学習指導要領の大綱化・弾力化につき、その趣旨の一層の周知を図ってきているが、引き続き、教育課程研究協議会、総合的な学習の時間研究協議会等を通じ、より一層の趣旨の徹底を図る。 学級編制については、特に必要があると認められる場合に40人の標準を下回ることを可能とする基準の弾力化を平成13年に制度化しており、また、41人以上の学級編制についても、教育委員会の判断により弾力的な取扱いが可能である旨を、各種会議等を通じて周知する。</p>	<p>新学習指導要領の趣旨については、全都道府県・指定都市教育委員会の担当者等が参加する教育課程研究協議会、「総合的な学習の時間」研究協議会等の場や各種経済団体等が主催する会議に担当者が出席し周知、徹底を図った。 新学習指導要領の趣旨やねらいをわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、全学校(小・中・高)に配布した。また、当該パンフレットはインターネット上で公表している。 学級編制については、平成15年度に各都道府県宛てに通知を発出し、 各都道府県の判断で40人を下回る一般的な学級編制基準を定めることを可能にしたこと 個別の学校ごとの事情に応じて、40人によらない学級編制を行うことが可能であることを周知した。 これを受け、平成15年度においては30道府県の小・中学校において少人数学級が実施されている。</p>	
<p><b>教育についての「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の一層の見直し【平成14年度から検討】</b> 各学校で実施される教育活動に関する「評価と公開」の積極的推進を促すとともに、平成15年度以降継続的に実施することとしている教育課程実施状況調査や、平成14年度内に実施する予定としている教育課程に関する教員・保護者等の意識調査等を通じて新学習指導要</p>	<p>平成15年10月の中央教育審議会答申を踏まえ、同年12月に学習指導要領を一部改正し、学校において特に必要がある場合には学習指導要領に示していない内容も必要に応じて指導できることの明確化(「基準性」の一層の明確化)などを行った。 教育課程実施状況調査については、平成16年1・2月に</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>領の実施状況等を十分把握しつつ、中央教育審議会の場における学習指導要領の見直しを継続する。</p>	<p>実施するとともに、教育課程実施状況調査などでは把握が難しい内容について、平成16年度以降「特定の課題に関する調査」を実施予定。</p> <p>教員、保護者等を対象とした意識調査については、平成15年9月に中間報告をとりまとめ、平成16年4月に最終報告をとりまとめた。</p> <p>今後、上記の調査結果等を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、継続的に学習指導要領の評価・検証を行う。</p>	
<p><b>(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し</b> <b>負担対象経費の見直し【平成15年度から実施】</b></p> <p>上に述べた改革に向けて、差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</p> <p>この点に関して、一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならないとの意見が出されたが、当会議としては、次の段階で国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されたとおり三位一体で検討を行うこととしており、当面、その具体的な財源措置については、地方分権の観点視野に入れて関係者間で十分に協議、調整が行われるべきものとする。</p>	<p>第156回通常国会において、義務教育費国庫負担法等を改正し、平成15年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費(2,200億円)を一般財源化した(平成15年法律第12号平成15年3月31日公布、4月1日施行)。</p> <p>一般財源化所要額は、平成16年度においては所得譲与税により税源移譲。</p> <p>義務教育費国庫負担金について、平成16年度から退職手当及び児童手当に要する経費(2,309億円)を一般財源化し、一般財源化所要額は税源移譲予定特例交付金により措置(将来の税源移譲までの暫定措置。)</p>	<p>義務教育費国庫負担金 23,898億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,230億円</p>
<p><b>客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【平成16年度、平成18年度までを目途に見直し】</b></p> <p>当会議としては、現行負担金の制度的な問題点は、教職員給与の半額を国が負担する仕組みそのものにあると考える。即ち、現行の義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員給与の半額を国が負担するものであるため、教員配置等に関する地方の工夫・裁量の余地を減じ、また職員給与を仮に縮減しても、国庫負担金が減ることとなり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り向けられるものではない。</p> <p>地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経</p>	<p>平成16年度において、公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、国庫負担制度の根幹を維持しつつ地方の自由度を高めるため、給与単価と標準定数に基づき算定される国庫負担金の総額の範囲内で、給与の水準や教職員数を地方の自由な裁量で決定できるようにするため、関係政令を改正して「総額裁量制」を導入した。</p> <p>また、都道府県の自主的な選択によって、従来少人数指導等のために措置されていた加配教員について、少人数学級を編制する場合にも柔軟に活用すること等を可能にした。</p>	<p>義務教育費国庫負担金 23,898億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,230億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。生徒数などの客観的指標に拠ることが制度設計上直ちには困難である場合は、例えば、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額を地方に交付し、その範囲内であれば実際の定数や給与水準を地方の裁量で決めうとするような定額化、交付金化を行った上で、次の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構想もあり得よう。</p> <p>教職員給与問題に関しては、平成16年度の国立大学法人化、平成18年度の公務員制度改革が密接に関連することから、直ちに検討に着手し、平成16年度、平成18年度をそれぞれ節目として見直しを実施すべく検討を進める。</p>		
<p><b>義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】</b></p> <p>経費負担の在り方の問題は、教育制度自体の見直しと並行して検討されるべきものであり、より良い教育を支える制度として相応しい経費負担の仕組みを迫すべきである。</p> <p>上に述べた一連の見直しや市町村合併の状況等を踏まえつつ、現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</p>	<p>義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</p> <p>平成15年5月に中央教育審議会に諮問の上、教育行財政部会を設置し、現在、審議中。</p>	<p>義務教育費国庫負担金 23,898億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,230億円</p>
<p><b>都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲【平成15年度中に結論】</b></p> <p>市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、既に都道府県から政令指定都市に移譲されている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという歪みが生じており、任命権者であるにもかかわらず給与関係事務処理は、常に都道府県を介して行わなければならない。</p> <p>教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とす</p>	<p>現在、中央教育審議会において実現に向け検討中であり、平成15年度末に関係道府県・指定都市の意見の集約を図ったところ。指定都市の意見は道府県から指定都市への税源移譲による財源措置等を前提として賛成であったが一部に慎重な意見もあった。また、関係道府県の一部に強い反対意見があった。このような意見集約の結果及び中央教育審議会の検討も踏まえ、実現に向け関係省庁と協議。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>る方向で見直す。</p> <p>それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。</p> <p>これらについては、平成14年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>		
<p><b>市町村費による教職員配置【平成14年度から実施】</b></p> <p>国の定める教職員定数はあくまで標準であり、都道府県はこの定数を超えて教職員を配置することが可能である(ただし、経費は全額県の負担)。しかしながら、市町村には、都道府県の定める定数を超える常勤の教職員配置は現在認められていない(非常勤講師は可能、ただし、経費は全額市町村負担)。</p> <p>市町村の権限と責任を拡大する観点から、新たに市町村費により都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする方向で検討する。</p> <p>都道府県及び市町村教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成14年度から検討することとするが、現在検討されている構造改革特区の枠組みの中で先行的に平成14年度中を目途に制度化し、その導入・実施の状況を見つつ、更に検討を進める。</p>	<p>平成15年度から創設された構造改革特区において、市町村の全額費用負担により都道府県の定める定数とは別に教職員を配置することができることとし、現在、16市町村が構造改革特区の認定を受けて事業を実施中(市町村費負担教職員任用事業)。</p> <p>この制度の全国化については、都道府県と市町村との責任分担の在り方を含め、義務教育における教育条件整備の在り方として、総合的に検討を行う必要があり、現在特区で行われている市町村費負担教職員任用事業の評価を踏まえつつ、都道府県、市町村や教育関係者等各方面の意見も聞きながら検討する。</p>	
<p><b>【機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築】</b></p> <p><b>円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【平成15・16年度から実施・平成18年度から実施】</b></p> <p>公立学校教員の給与制度改革については、次のとおり2段階で実施する。</p> <p>国立大学の法人化に伴い、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、教員と一般職員の円滑な人事交流も念頭に置きつつ、より弾力的、機動的な教員人事が可能となる体系とする方向で各都道府県が給料・諸手当をより自主的に決定できるよう見直しを行う。</p> <p>このための関連法案を平成15年の国会に提出し、平成16年度から実施する。なお、平成15年度から可能なものは前倒して実施する</p>	<p>公立学校の教員の給与については、国立学校準拠制を廃止し、平成16年度から各地方公共団体が教員の職務と責任の特殊性に基づき、地域ごとの実態を踏まえて、給料や諸手当の額を主体的に条例で定めることができるようになった。</p> <p>公立学校教員の給与制度改革については、各都道府県・指定都市教育委員会における新しい教員評価システムの導入を図りつつ、教職員の能力や実績に応じて昇給、勤勉手当の額を増減すること等が一層可能となるような方策を検討中。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>こととする。</p> <p>さらに、平成18年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせて教員給与制度の一層の見直しを検討し、各県の自由度を高めるとともに、能力・実績に応じた処遇が可能な給与体系を構築する。このため、平成15年度から審議・検討の場を設け、地方公共団体等関係者の意見を十分に聴取し、平成17年度を目途に制度化を検討し、平成18年度から実施する。</p> <p>当会議としては、これらの見直しに際し、教員給与を一般職員より一律に優遇している制度の見直しや、義務教育費国庫負担金の交付金化等に向けた検討を行うべきと考える。</p>		
<p><b>【義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討】</b></p> <p><b>事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】</b></p> <p>義務教育費の国庫負担制度は、現在、小・中学校及び盲・聾学校に関する義務教育費国庫負担法と、養護学校に関する公立養護学校整備特別措置法の2つの法律を根拠に処理が行われており、ほとんど同じ内容の事務手続きが並行するという煩雑なものとなっている。</p> <p>この二つの根拠法を一本化することにより、別々に行われていた事務作業及び各種調書の統一を図る。</p> <p>さらに、負担金手続きのうち、最も作業量を要する決算額等調書について、現在は毎月、実数と標準定数を突合しているが、この作業を特定月のみに限定する等の見直しを行い大幅な事務の簡素化を図る。</p> <p>これらの簡素化について、可能なものは平成15年度から実施する。</p>	<p>平成16年度から、次のとおり事務の簡素化を図った。</p> <p>総額裁量制を導入し、負担金算定のための提出書類及び決算事務等の大幅削減</p> <p>退職手当及び児童手当に係る部分を国庫負担金の対象外とすることに伴い、当該経費算定のための事務の調査様式等の簡素化</p> <p>「義務教育費国庫負担法」及び「公立養護学校整備特別措置法」の一本化により、負担金算定事務及び調書等の統一を図ることについては、引き続き検討中。</p>	
<p><b>事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏まえ見直し】</b></p> <p>現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化に向けて、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。</p> <p>とりわけ、平成16年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革等を踏まえつつ、新たなシステムの導入について検討する。</p>	<p>国立大学の法人化に伴う公立学校教員給与制度の見直し及び総額裁量制の導入等を踏まえ、事務手続の抜本的な簡素化を検討中で、平成16年度中に新たなシステムの導入について検討。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化【継続的検討】</b></p> <p>前述した義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、より抜本的な手続き簡素化の検討を行う。</p>	<p>国立大学の法人化に伴う公立学校教員給与制度の見直し及び総額裁量制の導入等を踏まえ、事務手続きの抜本的な簡素化を検討中で、平成16年度中に新たなシステムの導入について検討。</p>	
<p><b>(3) 国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方</b></p> <p><b>高校生に対する育英奨学金事業への国の関与の見直し【平成16年度中に実施】</b></p> <p>特殊法人日本育英会の廃止に伴い、大学等の奨学金については学生支援業務を統合的に実施する独立行政法人の業務とする一方、高等学校に関する奨学金事業は、早急に条件を整備して平成16年度以降都道府県へ移管することとされた。移管後においては、地方の実情を踏まえた事業が可能となるよう、高等学校奨学金事業に係る国の財政措置の在り方についての検討を行う。</p> <p>当会議としては、特殊法人廃止が地方への新たな奨励的補助事業の創設につながるよう十分留意すべきであると考え。</p>	<p>平成15年6月10日に独立行政法人日本学生支援機構法が成立し、日本育英会は廃止され、平成16年4月から大学等の奨学金を含めて学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人が設立された。</p> <p>日本育英会の廃止に伴う高等学校奨学金の都道府県への移管については、平成17年度新1年生に対する奨学金の貸与業務(平成16年度中学3年生に対する予約採用業務も含む。)から都道府県へ移管することとし、以後順次学年進行により移管していくこととしている。</p> <p>平成16年度においては、高校奨学金事業のモデルシステムを提供する等、奨学金事業に関するノウハウを提供することを予定している。また事業移管にあたっては、文部科学省としては、一定の期間(10~15年)にわたって必要な資金を交付する方向で検討している。</p>	
<p><b>法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】</b></p> <p>国立大学等と地方との関係については、中間報告において、自立した地方を前提とする地方分権の趣旨に照らしながら、平成16年度の国立大学等の法人化に際して両者の連携・協力が今後より一層円滑となるよう見直す旨の提言を行った。この趣旨も踏まえ、大学法人化を待つことなく、平成14年10月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正が行われた。</p>	<p>平成14年10月に、一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正を行った。</p>	
<p><b>(4) 総合行政の観点からの教育用施設の有効活用</b></p> <p><b>補助金等により整備された学校施設等の活用促進【平成14年3月に措置済み】</b></p> <p>補助金等を受けて整備された学校等の建物について、地方がその建物を補助等の目的以外の用途に使用する場合は、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の期間(財産処分制限期間)を経過して</p>	<p>平成14年3月に、地方のより自主的・弾力的な学校施設等の運用が可能となるよう、補助金等を受けて整備された学校等の建物に関する財産処分制限期間を短縮した。</p> <p>(例) 鉄筋コンクリート造校舎 60年 47年 鉄骨造校舎 40年 34年</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>いることが要件とされている。</p> <p>こうした施設を地域に開放することによって、地方行政の総合化の環境整備を図っていく観点から、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、かかる施設に関する財産処分制限期間を短縮した(平成14年3月措置)。</p> <p>(例) ・鉄筋コンクリート造校舎：60年 47年 ・鉄骨造校舎：40年 34年</p>	<p>平成16年度から、国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校施設や余裕教室の設置者が、地域再生計画を定めた場合で、地域再生の観点から実施される事業の具体的な内容と必要性、その事業を実施するに当たり、廃校施設等を利用する必要性と緊急性等の一定の要件を満たし、廃校施設等を転用することが地域再生に資するものと判断されるときは、株式会社等への無償による貸与を可能とした(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要)。</p>	
<p><b>教育用施設の一層の有効活用【平成14年度から実施】</b></p> <p>総合行政推進の観点から、顕著な実績を上げている教育用施設活用事例等について、今後とも引き続きインターネットや広報パンフレット等を通じた情報提供に努め、市町村における学校施設の有効活用の一層の促進を図る。</p>	<p>市町村において学校施設が有効活用されるよう、インターネット等を通じ、学校施設の活用事例(保育所、デイサービスセンター等の社会福祉施設、公民館等の社会教育施設等への転用等)等について情報提供を行っている。</p>	
<p><b>(5)生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等 国の役割の特化【平成15年度から実施】</b></p> <p>生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮減する方向で見直す。関連する補助負担事業については、平成15年度から順次縮減に努める。</p>	<p>生涯学習・社会教育分野における補助金については、地域・家庭教育力活性化推進費補助金(33億円)を平成15年度をもって廃止し、一部の事業について一般財源化を図った。</p>	
<p><b>公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化【平成14年度中に実施】</b></p> <p>公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。</p>	<p>「公民館の設置及び運営に関する基準」及び「公立博物館の設置及び運営に関する基準」については、大綱化・弾力化等の観点から見直しを図り、平成15年6月に全部改正を行い告示した。</p>	
<p><b>埋蔵文化財発掘調査の費用負担に関する調整の円滑化の検討【継続的検討・実施】</b></p> <p>埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求めるときに支障を来さないような仕組みの検討が必要である。何らかの法制化の可能性も念頭に検討すべきと考え、法制</p>	<p>発掘調査の費用負担については、都道府県教育委員会の埋蔵文化財保護行政担当者会議や記念物保護行政担当者会議の場において、各地方公共団体における関係部局の連携強化や、都道府県における埋蔵文化財の本発掘調査に係る積算標準(埋蔵文化財の発掘調査の費用・期間の積算に関し、客観</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>化が困難であるとしても、運用面での改善に積極的に取り組み、例えば、各地方公共団体における関係部局の連携強化や開発前の発掘調査の内容・費用の客観化・標準化の促進等を通じ、円滑な調整が可能となるよう努める。</p>	<p>化・標準化を進めるための考え方や、多様な遺跡の内容に応じた適切な作業量の積算方法と実態を踏まえた積算基礎の数値などを示したもの)の策定を促している。</p>	
<p><b>(6) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し</b>  <b>組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的な見直し【逐次実施・継続的検討】</b>  事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認められるべきであるとの考え方にに基づき、必置規制に代表される地方の組織・人員に関する国の義務付けについては、原則として廃止・縮減する方向で、全般的な検証を継続して行う。</p>	<p>地方の組織や人事に関する国の義務付けについては、引き続き全般的な検証を行う予定。  教育委員会については、平成16年3月、地方分権時代における教育委員会の在り方について中央教育審議会へ諮問して検討しており、教育委員会制度の意義と役割、首長と教育委員会との関係、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の関係、学校と教育委員会との関係などについて、1年以内を目途に結論を得る予定。</p>	
<p><b>学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続的検討】</b>  学校栄養職員や事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で、引き続き検討を行う。</p>	<p>学校栄養職員及び学校事務職員については、義務標準法は、各都道府県に置くべき総数の標準を示しているものであり、具体の配置については各都道府県の判断によるものである。  また、義務教育費国庫負担制度について、平成16年度から導入した総額裁量制により、学校栄養職員や事務職員についても、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となった。</p>	

## 公共事業

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>(1) 公共事業関係長期計画等の見直し</b></p> <p>公共投資をめぐる環境変化を踏まえ、見直すべき事項に公共事業関係長期計画がある。公共事業関係長期計画については、基本方針2002を踏まえ、国土交通省では、従来の長期計画を一本化し、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)を策定することを基本として、検討が進められている。また、農林水産省においては、これに関連する長期計画の在り方の検討や、土地改良長期計画策定の作業が進められている。</p> <p>当会議としても、こうした公共事業関係長期計画見直しの方針は基本的に支持するものであるが、いくつか検討に当たって留意すべき点を述べておきたい。</p> <p>その第一は、地方が事業主体となる事業の扱いである。基本方針2002では、地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係長期計画の目標とは位置付けないこととされている。その一方、国が政策目的の実現のために補助負担金を交付する補助事業については、長期計画上に位置付けられるが、計画策定に当たって、補助事業の事業主体は地方であることに配慮すべきである。なお、長期計画にアウトカム目標を定める際、地方単独事業や補助事業による成果も含めて記述することが必要な場合には、その趣旨を明らかにすべきである。第二は、長期計画の策定に当たって、社会資本整備水準の向上等を踏まえつつ、既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画としていくべきことである。第三は、長期計画の基礎となっている緊急措置法の在り方についても検討を行うことである。併せて、緊急措置法ではなく、各個別事業分野の恒久法に長期計画の根拠がある場合も、計画の在り方について検討を行うべきである。</p>	<p>(社会資本整備重点計画)</p> <p>平成14、15年度を期限とする9本の国土交通関係の公共事業関係長期計画については、計画策定の重点を従来の「事業費」から「達成される成果」に変更すると同時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに一本化することとし、平成15年度を初年度とした「社会資本整備重点計画」を策定した(平成15年10月閣議決定)。</p> <p>この計画は、社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、民間主体による社会資本の整備等も含めた社会資本整備事業の概要を明らかにするものである。本計画においては、個性ある地域の発展を目指し、地方ブロックにおける定期会議の開催等による国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通の認識の醸成や国と地方の役割分担の明確化、国庫補助負担金の地方の裁量性を高める方向での改革等新たな国と地方の関係についても明記している。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、パブリックコメントや都道府県からの意見聴取のほか、地方ブロックごとの会議を通じた地方公共団体・地元経済界との意見交換やインターネットアンケートの実施など、地方を含む幅広い意見の聴取とその反映に努めた。</p> <p>また、この計画では、他の公共事業計画に位置付けられた事業やソフト施策との連携、効率的・計画的な維持管理の推進等、既存ストックの有効活用へ配慮する旨規定しており、重点目標及びそのための事業の概要もその点を踏まえたものとしている。</p> <p>さらに、この計画の根拠法である「社会資本整備重点計画</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>法」の施行に伴い、従来の都市公園、下水道、港湾の緊急措置法及び治山治水緊急措置法の治水事業に係る規定が廃止されたほか、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法が名称も含め一部改正された。(国土交通省)</p> <p>(土地改良長期計画) 平成15年10月10日に、平成15年度を初年度とする新たな土地改良長期計画が閣議決定された。新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」「循環」「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」から、「達成される成果」に重点を置いた計画に改めた。(例えば、「整備を実施した地区において農地の利用集積率を20ポイント以上向上」などを設定)また、他の農林水産施策や異なる分野の公共事業との連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備等の、事業実施の際に踏まえるべき事項を明示した。</p> <p>なお、同日に閣議決定された国土交通省等の社会資本整備重点計画、環境省の廃棄物処理施設整備計画においても、共通目標を掲げた農業集落排水施設、下水道、浄化槽を始め、相互の計画に位置付けられた事業との連携の推進について明記されたところである。(農林水産省)</p> <p>(森林整備保全事業計画) 平成15年5月に森林法を改正し、「森林整備事業計画」と「治山事業計画」とを統合した平成16年度を初年度とする「森林整備保全事業計画」を新たに策定することとしており、意見指摘事項に沿った方向で検討を行っているところである。(農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>(廃棄物処理施設整備計画)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)において、廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止するとともに、新たに廃棄物処理法に廃棄物処理施設整備計画を位置づけた。</p> <p>本改正及び「基本方針2002」を踏まえ、計画の目標を、事業の量(事業費)からアウトカム目標に変更する等の見直しを行い、平成15年度から平成19年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画を平成15年10月10日に閣議決定した。(環境省)</p>	
<p><b>(2) 補助事業等における国と地方の関係の明確化</b>  <b>公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底【平成14年度中に実施】</b></p> <p>各省が必要に応じ定めている公共事業再評価に関する要綱、要領は地方自治法第245条の4に定める技術的助言であり、補助事業についても、各地方公共団体が実施する公共事業等の再評価は地方公共団体が自主的に行うものである。公共事業再評価システムに関する国と地方の関係の透明化を図る観点から、政策評価法の趣旨に沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないことについて、再度、周知徹底を図る。</p>	<p>平成15年3月28日に開催された補助金等適正化中央連絡会議幹事会における財務省の要請に基づき、農林水産省及び国土交通省から各地方公共団体に通知を発送し、周知徹底を図っている。(農林水産省・国土交通省)</p>	
<p><b>複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化【平成14年度中に着手】</b></p> <p>道路・農林道、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽、地すべり等の災害関連事業、海岸事業、港湾・漁港等複数省庁が所管する類似事業については、第3次行革審の指摘も踏まえ、法律に基づく基本計画、協議調整規定の適切な運用、関係省庁間での調整会議の設置や地方公共団体への通達に基づく調整の仕組みの導入などにより、一定の成果</p>	<p>地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定時に都道府県知事の意見聴取や主務大臣間の協議の仕組みがある。今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>海岸事業については、地方公共団体での海岸保全行政の</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>を上げてきたところであるが、今後、調整システムにおける国と地方の関係についても、国民にとってより分かりやすく、透明と感じられるとともに、地域における重複投資の調整により実効のあるものとしていく必要がある。</p> <p>これらの調整の仕組みは、従来、法令の規定のほか、関係省庁から地方公共団体に対して発出された通知等に基づき実施されてきたが、地方分権一括法の施行に伴う一括整理に際し、内容や法的性格、効力等が不明確なままとなっている面がある。その後、所要の措置が講じられたものもあるが、それ以外のものについては、通知内容を整理するなどにより、通知やこれに基づく都道府県構想的法的性格の明確化を図るとともに、調整の効果、地方公共団体と国の関係省庁の調整の在り方、構想策定に係る関係市町村や地域住民の意見の反映の在り方などの明確化を図り、周知徹底を図るべきである。</p>	<p>統一的運営及び総合的な取組みについて平成15年3月31日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言として発出した。既に都道府県に設けられている海岸関係部局による連絡調整機関の活用等により、今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。</p> <p>なお、海岸事業については、国が定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県知事が自主的に海岸保全基本計画を策定するという仕組みが法的に位置づけられている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>「漁港漁場整備の促進に関する基本方針」及び「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」に基づき必要な調整を行うこととされていることを踏まえつつ、今後とも、国の「港湾・水産基盤連絡調整会議」や地方公共団体における円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>農林水産省では、広域農道の重点化を図る観点から、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、一般道路との連携や産地の形成の視点により、今後、新規採択が予定されている路線を限定するなどの見直し方針を定めた。</p> <p>これに基づき事業主体である都道府県が検討を行った結果、今後の採択予定路線は4割削減(830km→500km)されるとともに、地域の選択により幅員を狭める等柔軟な整備への取組が強化されることとなった。</p> <p>その他、意見に沿った措置が概ね講じられてきているが、今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省・環境省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成14年度中に着手】</b></p> <p>下水道及び農業集落排水の整備、管理、合併処理浄化槽整備への助成はいずれも市町村の自治事務であるが、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られている。この総合的調整の仕組みは、地方分権一括法の施行に伴い、関係省庁通知は国から都道府県に対する技術的助言、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言との性格をもつものとされている。</p> <p>現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつつ、関係省庁通知は地方分権一括法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の在り方は市町村行政や住民生活に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付けの明確化を図って周知徹底を図る。また、市町村や住民との関係の透明化を図る観点から、法令上の仕組みも視野に入れて検討する必要があるとの意見もあるが、当面、法令化に関わらず、必要なものについては、市町村や住民との関わりを明らかにするための仕組みを整備すべきである。</p>	<p>下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の調整システムについては、汚水処理施設の整備に関する構想である都道府県構想として実施しているところであるが、各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進について通知を発出している。この中では、都道府県構想に関する通知は国から都道府県に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であるとその性格を明確化するとともに、見直しにあたっては市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映することが明記されている。</p> <p>今後とも事業執行に当たっては、都道府県構想による調整システムや「汚水処理施設の整備等に関する関係省連絡会議」の開催など、円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <p>また、住民との関係の透明化を図る観点から、各都道府県に対し平成15年6月11日付で、都道府県構想の見直しに際して、農業集落排水事業等の区域を見直す場合には、住民の意向を十分に反映するよう明記した通知を発出した。(農林水産省)</p>	
<p><b>同一法に基づく事業の地方公共団体における総合的な取組みの促進【平成14年度中に着手】</b></p> <p>一つの法律に基づく事業を複数省庁が所管する場合の調整は、法令の規定のほか、通知等に基づき行われてきたが、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図ることとともに、海岸事業について新たに技術的助言に係る通知を行う等、今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進する。</p>	<p>地方公共団体での海岸保全行政の統一的運営及び総合的な取組みについて平成15年3月31日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言として発出している。また、本通知においては、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図っている。</p> <p>今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わり の点検と検討【逐次実施】</b></p> <p>地方公共団体の裁量 を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも対象事業の拡充を図る。統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化をはじめ、所要の見直しを行う。</p> <p>統合補助金の導入から間もないことから、国、地方双方で「国が箇所付けしないことを基本として具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」等とするものであること、補助金等適正化法の適用があることから従前の補助金等と同様の必要とされる手続きがあること等、統合補助金に対する認識の浸透を図っていくことも必要である。</p> <p>統合補助金と補助金等適正化法の関わりについては、補助金等適正化法の範囲内で交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善を図ることができる部分もあるのではないかと の観点から、点検を行っていくことも必要である。</p>	<p><b>【地方による創意工夫を活かすための裁量性の高い財政支援措置と併せた基本的枠組みの構築】</b></p> <p>地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の重要課題に取り組むため、都市再生特別措置法を改正し、市町村へまちづくりに関する権限をできる限り一体化するとともに、市町村の創意工夫を活かせる新たな「まちづくり交付金」を創設することにより、市町村の自主性・裁量性が発揮できるための支援枠組みを構築している。</p> <p>まちづくり交付金 1,330 億円</p> <p>市町村の提案事業も対象とできる等幅広い施設を対象とでき、変更交付申請手続を実質的に不要とする等手続きを簡素化し、また、事後評価を重視し事前審査を簡素化するといった市町村の自主性・裁量性を高めた全く新しい交付金制度を創設。</p> <p>さらに、まちづくり交付金の創設と併せて、都市計画決定権限や都道府県管理の国道・都道府県道の事業実施権限といったまちづくりに関する権限を市町村へできる限り一体化するとともに、これにより市町村が実施する都道府県道整備等もまちづくり交付金の対象とするなどオーダーメイド型の支援枠組みを構築。</p> <p><b>【統合補助金の拡充等】</b></p> <p>平成16年度予算においても、地方公共団体の裁量性を高める観点から「国が箇所付けしない」ことを基本とする統合補助金化を積極的に推進し、全体の補助金等が縮減する中で、統合補助金の新規件数は増加している(8件、799億円、10件、1,583億円)。なお、統合補助金の平成16年度予算総額は7,107億円(非公共事業を含む。)となっている。</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>また、市町村の自主性・裁量性を高めた新たな交付金も創設されている。</p> <p>(主な新規統合補助金等)</p> <p>1. 国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金。</p> <p><b>公 共 事 業</b></p> <p>緑地環境整備総合支援事業 50億円 水と緑のネットワーク計画に基づく都市公園事業、緑地保全事業、古都保存事業、市民緑地等整備を対象とする統合補助金を創設。</p> <p>統合河川整備事業 201億円 一級・二級の統合河川整備事業を大括り化し統合。</p> <p>統合準用河川改修事業 28億円 同一市町村内の準用河川改修事業を対象とする統合補助金を創設。</p> <p>地域用水環境整備統合補助事業 4億円 農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に親水・景観保全施設等の整備を行う事業について統合補助金を創設。</p> <p>フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業 50億円 森林居住環境整備事業のうち地域の生活環境整備に係る事業について統合補助金を創設。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p><b>非 公 共 事 業</b></p> <p>田園自然環境保全整備事業 10億円  多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全の発揮を図ることを目的として、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備等を実施する事業について統合補助金を創設。</p> <p>2. 国が箇所付けしないことを基本として、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができるような統合補助金。</p> <p><b>公 共 事 業</b></p> <p>住宅市街地総合整備事業 466億円  従来の住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業、関連する公共施設の整備事業を統合するとともに新たに公営住宅等整備事業を要素事業に追加した統合補助金を創設。</p> <p>美しいむらづくり総合整備事業 5億円  広域的な美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤の整備を林野庁、水産庁の事業も併せて総合的に実施する事業について統合補助金を創設。</p> <p>3. 交付金の創設</p> <p>むらづくり交付金 100億円  地域が主体となった個性あるむらづくりを進めるため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備を含めた総合的な事業を実施で</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>きる仕組みの導入等により、国の関与を縮減し、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する交付金を創設。</p> <p>【手続きの簡素化等の所要の見直し、点検】 地方公共団体に対する予算要望ヒアリング及び担当者会議等を通じ、地方公共団体の要望把握に努めている。 なお、平成16年度予算においては、メニューの追加（漁村づくり総合整備事業）や補助要領上の制限緩和による事業の大括り化（公営住宅建設費等補助）等が行われている。</p> <p>【統合補助金の趣旨の周知徹底】 統合補助金の趣旨については、地方公共団体に対する予算要望ヒアリング等を通じ周知に努めるとともに、新規に創設する統合補助金については説明会を開くなど、周知徹底を図っている。 (農林水産省・国土交通省)</p>	
<p><b>(3) 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化</b> <b>河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成14年度中に着手】</b> 河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成15年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）の策定過程において必要な作業を行い、策定する。 なお、国道の直轄管理区間の指定基準については、当該基準が、新設・改築に関する国と地方の役割分担にも適用されるものとする。</p>	<p>平成16年3月15日に河川法施行規則及び道路法施行規則を改正し、河川及び道路の直轄管理区間の指定基準を法令化したところである。(国土交通省)</p>	
<p><b>地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に実施】</b> 地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。</p>	<p>新たに設置した地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部との定期的会議を通じて、所管事業（主に直轄事業）に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図ることとしており、各地で会議を開催している。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>地方整備局における公共事業に係る施策運営の共同点検等のための機関の設置【平成14年度中に実施】</b></p> <p>地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等のための機関を地方整備局に設置する。</p>	<p>地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等については、地方ブロックごとの主な施策運営に対する第三者の視点からの多岐にわたる意見聴取を行い、共同点検等を行うため、新たな会議の設置や各種会議の活用を図り、各地で会議を開催している。(国土交通省)</p>	
<p><b>直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等【平成14年度以降逐次実施】</b></p> <p>従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において、調整を図る。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。</p> <p>なお、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。</p>	<p>直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施については、これまでに行っている事業内容、事業費等に関する情報交換・意思疎通の円滑化のための措置について周知、徹底するとともに、新たに設置した、地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において調整している。当該会議については、毎年度早い時期に少なくとも1回は開催することとし、当該会議を通じて、所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るとともに、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討している。(国土交通省)</p>	
<p><b>維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】</b></p> <p>地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。</p>	<p>維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。(国土交通省)</p>	
<p><b>直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】</b></p> <p>地方分権推進計画に基づき、引き続き、直轄事業負担金に係る事務費について、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものにする。</p>	<p>直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。(国土交通省)</p>	
<p><b>(4) 社会資本の管理に係る国の関与の縮小</b></p> <p><b>特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成15年度中に着手】</b></p> <p>地方分権一括法において事前協議(同意)とされた特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議(同意)については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要</p>	<p>平成16年3月30日に「入港料に関する検討委員会」を開催して関係者の意見を幅広く聴取し、検討を行っている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>があるが、できる限り港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、関係者の意見も聴取しつつ、その在り方の見直し作業に着手する。</p>		
<p><b>地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】</b> 地方の有料道路料金に係る国の関与の在り方は、議会の議決を経ているものであることを踏まえ、有料道路政策全体の見直しの中で、その在り方も検討すべきである。</p>	<p>料金に係る許可については、償還の確実性を確認するため実施しているところであり、確実な償還が担保されれば、弾力的な料金設定についても許可を行う等、運用の見直しを行っている。(国土交通省)</p>	
<p><b>地方自治法第244条の2に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】</b> 現行法上、公共団体、公共的団体及びいわゆる第3セクター等に限定されている地方自治法第244条の2の公の施設の管理受託者の範囲を、民間事業者まで拡大する。</p>	<p>公の施設の管理に関する制度について、地方公共団体の管理権限の下で、出資法人等が管理受託者として管理の事務・事業を執行する管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)が管理を代行する指定管理者制度へ転換することを盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律は平成15年9月2日に施行された。(総務省)</p>	
<p><b>(5) 個別の公共事業分野における課題への対応</b> 国土計画 <b>全国総合開発計画の簡素合理化等国土計画体系の抜本的見直し【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】</b> 全国総合開発計画等については、厳しい見直しに基づき、社会資本の整備水準の向上等の社会経済情勢の変化を踏まえて国土の計画的な利用と保全をより重視したものに転換することとし、地方公共団体の自主性、主体性をできる限り尊重する観点等から、その効果や影響が全国的、広域的な範囲に及ぶプロジェクト等を記述の対象とすることを基本とする等その簡素合理化を図る。 全国総合開発計画と国土利用計画全国計画を統合することに伴う国土総合開発法及び国土利用計画法の検討に当たって、地方公共団体が自主的に策定している総合計画等と国土利用計画法に基づく計画の関係の弾力化を図るなど、簡素合理化を図る方向で、整理する。 その際、都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定については、地方分権の観点からその必要性について見直し、整理を行う。</p>	<p>国土計画体系の見直しにおいては、新たな国土計画について国土の総合的な利用、開発、保全を図る基本的な指針としての役割を明確にするとともに、全国計画の内容の重点化・絞込みをはじめとして、地方の主体性や広域ブロックを重視するなど国と地方の役割分担を明確化するという見直しの方向性が平成14年11月の国土審議会基本政策部会報告で示されており、この方向性に基づき、平成15年6月に国土審議会に設置された調査改革部会において具体的に、国土計画体系の在り方、全国計画の在り方、広域ブロック計画の在り方、地方公共団体の策定する計画の在り方について調査審議を行っている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>総合保養地域整備法  <b>同意基本構想の廃止等制度の根本に立ち返った見直し【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】</b>  総合保養地域整備の在り方について、政策評価や「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等も踏まえ、見直しを検討する。その際、この間における社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の進捗の見込みがなく、実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想については、廃止される方向で整理する。</p>	<p>国土交通省の政策評価書「総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 - 」(平成15年3月27日)や主務省(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)による「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等を踏まえ、主務省連携の下、基本方針の変更を行った(平成16年2月25日告示)。基本方針変更の要点は次のとおりである。</p> <p>都道府県の同意基本構想の抜本的見直し  都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要がある。その結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想は廃止するものとする。</p> <p>着実な進行管理  総合保養地域の整備は、需要の見通しを踏まえ、整備の工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めるものとする。</p> <p>チェック機能の強化  都道府県においては、今後も政策評価を適切に行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする。</p> <p>ソフト面の一層の充実、地域間交流促進  総合保養地域の来訪者に対して、自然体験、農林漁業体験等の指導等が適切に行われるよう、人材の育成及び組織化等に努める。こうしたソフト面の充実を生かして、都市等と総合保養地域との交流を進め、ゆとりある国民生活の利便の増進並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図ることが引き続き必要である。  (国土交通省)</p>	
<p>都市計画、農地等の土地利用制度  <b>都市計画及び農地転用の制度改正の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成16年度以降を目途に実施】</b>  都市計画及び農地転用許可権限の在り方については、地方分権推進</p>	<p>(都市計画)  地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討する。その際、関連する制度の在り方等についても、検討するものとする。</p>	<p>度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととしており、今年度中にフォローアップに着手することとしている。(国土交通省)</p> <p>(農地転用許可権限)</p> <p>農地転用許可の在り方について、総合規制改革会議第3次答申では、転用規制の厳格化と国民各層からの意見を聴取し総合的な検討を行うこと等を求めている。</p> <p>このような状況を踏まえ、権限移譲の問題を含めた農地制度の在り方については、平成17年3月を目途とする新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け行っている農地制度改革の検討において、優良農地確保と農地転用制度全体の在り方を議論し、この中で検討することとしている。(農林水産省)</p>	
<p><b>特例市等への農地転用の権限移譲の在り方の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】</b></p> <p>フォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、都道府県の許可権限の在り方と併せて、都道府県の法定受託事務とされた農地転用許可権限についても事務処理特例条例によって市町村移譲ができることとされたことを踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、特例市等一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も、検討課題とすることとする。</p>	<p>農地転用許可の在り方について、総合規制改革会議第3次答申では、転用規制の厳格化と国民各層からの意見を聴取し総合的な検討を行うこと等を求めている。</p> <p>このような状況を踏まえ、権限移譲の問題を含めた農地制度の在り方については、平成17年3月を目途とする新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け行っている農地制度改革の検討において、優良農地確保と農地転用制度全体の在り方を議論し、この中で検討することとしている。(農林水産省)</p>	
<p><b>農地制度の見直し【平成14年度中に検討、一定の結論】</b></p> <p>有識者懇談会での議論を踏まえ、農山村をめぐる国民の価値観の変化、農山村地域における土地利用に関する課題等に対応する観点から、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを促進するため、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討する。</p>	<p>「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会(アドバイザーグループ)」での議論を踏まえ、市町村のイニシアティブによる農地の保全及び効率的利用を確保するための取組みを促進するため、市町村が条例に基づき策定する土地利用計画において、宅地等農地以外の用途に供することを予定する区域(転用予定区域)として定められている区域については、農振去上農用地区域から除外でき</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	ることとするとともに、農地法上も転用許可を可能とする等の措置を講じた。(農振法施行規則及び農地法施行規則の改正 平成15年8月20日施行)(農林水産省)	
<p><b>人口要件の引下げ等による特例市等の拡大による開発許可権限の移譲【平成14年度中に検討に着手】</b></p> <p>都市計画法に基づく開発許可については、人口要件の引下げ等による特例市等の拡大により、権限の移譲を図る。</p>	<p>平成15年11月に第27次地方制度調査会は、特例市の指定のあり方等について、市町村合併が進展する中で、各都市の規模・能力が合併特例法の期限である平成17年3月までの間に変動していく可能性が高いことを考えれば、少なくとも合併特例法の期限内においては現行の特例市等の指定要件を維持し、その後における要件緩和は引き続き検討すべきものと答申している。(総務省)</p> <p>なお、国土交通省としては本意見を踏まえ、平成15年3月14日及び10月24日に地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例制度等を活用した開発許可権限の市町村への移行状況の情報提供及び計画的かつ円滑な移行を都道府県に対して要請した。(平成14年4月1日時点から平成15年10月1日時点で新たに約70の市町村への開発許可権限の移行が進捗)(国土交通省)</p>	
<p><b>三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】</b></p> <p>地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。</p>	<p>地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行い、その結果に応じて見直しを検討することとしており、今年度中にフォローアップに着手することとしている。(国土交通省)</p>	
<p>河川</p> <p><b>河川に係る地方公共団体からの意見等への対応状況の公表【平成14年度中に実施】</b></p> <p>関係市町村から寄せられる直轄河川の管理に関する意見等への対応状況を、国土交通省地方整備局ホームページ上に公表する。</p>	<p>関係市町村から河川管理に関して寄せられた意見等への対応状況について、平成14年度においては、以下の水系(梯川水系(石川県)、菊川水系(静岡県)、太田川水系(広島県)、小瀬川水系(広島県、山口県)、那賀川水系(徳島県))を抽</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>出し、地方整備局ホームページ上での公表を実施しているところである。</p> <p>上記河川については、引き続き公表を実施するとともに、平成15年度から新たに鳴瀬川水系(宮城県)、鶴見川水系(神奈川県)、大淀川水系(宮崎県)を加え、全地方整備局で公表を実施している。(国土交通省)</p>	
<p><b>河川整備基本方針の策定における都道府県の意見を適切に聴取、反映されるような仕組みの充実【平成14年度中に実施】</b></p> <p>各一級河川の河川整備基本方針の策定に関し、指定区間については都道府県が管理していることも踏まえ、社会資本整備審議会河川分科会の構成に当たって、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとすることにより、実質的に意見を反映できる仕組みとする。</p>	<p>平成14年度より、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとし、関係する都道府県知事を任命している。</p> <p>平成15年度においても、平成15年10月2日の河川分科会における手取川、櫛田川、肱川、筑後川、平成16年1月26日の河川分科会における阿武隈川、番匠川、五ヶ瀬川の河川整備基本方針の審議に当たり、臨時委員として関係する都道府県知事を任命している。(国土交通省)</p>	
<p>砂防及び地すべり防止事業</p> <p><b>砂防指定地等の指定に係る実態調査【平成14年度中に着手】</b></p> <p>砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の在り方に関し、地方公共団体の状況、砂防指定地指定事務及び砂防指定地管理等について、データ収集・分析等の実態調査を実施する。</p> <p><b>砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の都道府県への移譲の検討【平成14年度中に着手する実態調査結果を踏まえ検討】</b></p> <p>全国知事会から、都道府県知事から指定要望のあった箇所について国土交通大臣等が指定を行っていること、実質的な事務は都道府県が行っていること等を理由として、権限移譲の要望がなされている砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限について、実態調査の結果を踏まえ、権限移譲について検討するものとする。</p>	<p>都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握するため、「砂防指定地及び地すべり防止区域の指定等に関する実態調査について(平成15年3月27日国河砂第30号)」等により調査を行っている。</p> <p>上記調査の結果により、都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握した後に、必要な検討に着手することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p>	
<p><b>砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取り組みの促進【随時実施】</b></p> <p>砂防、地すべり、治山等の対策について、地方公共団体の意見を聴取しつつ、都道府県段階等での総合的な取り組みを促進する。</p>	<p>砂防事業と治山事業については、国及び都道府県において設置されている「砂防治山連絡調整会議」により連絡調整の緊密化が図られ、円滑かつ効果的な事業実施が図られており、地すべり対策事業については、地すべり等防止法に基づ</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>き地すべり防止区域の指定時に都道府県の意見聴取や関係省庁間の協議等が行われることにより、円滑かつ効果的な事業実施が図られているが、必要に応じ地方公共団体の意見を聴取しつつ、引き続き都道府県段階等での総合的な取組みを促進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p>	
<p><b>道路</b> <b>地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し【平成15年度以降逐次実施】</b></p> <p>地域の実情に応じた道路整備を弾力的に進める観点から、道路構造令等の基準の見直し等を行い、道路の構造に係るローカル・ルールを導入する。</p> <p>まず、交通量が少なく狭隘であるが、沿線住民の生活維持の観点から必要不可欠な中山間地域の道路の区間について、地域の実情に合致した道路構造とすることにより、一定の旅行速度と安全性の確保を迅速に実施することを目的とした1.5車線の道路整備手法を導入する。</p> <p>さらに、都市内において限られた道路空間やコスト縮減等の課題に対処するため、乗用車や小型トラックのみ通行可能とする「乗用車専用道路」制度等を導入する。</p>	<p><b>【1.5車線の道路整備手法】</b> 平成14年10月16日付で「1.5車線の道路整備の進め方について(案)」を各自治体に提示し、1.5車線の道路整備を実施する路線の抽出、整備計画の策定及び技術的基準の制定手法等の事例を示している。</p> <p>これに基づき、平成15年度より1.5車線の道路整備手法を積極的に導入しており、平成16年度においても、地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)により支援している。</p> <p><b>【乗用車専用道路】</b> 平成15年7月、通常の規格に比べて小さい道路である「乗用車専用道路(小型道路)」の構造要件として設計車両、車線幅員、建築限界、縦断勾配等についての規定を定める道路構造令改正を実施し、「乗用車専用道路」の導入を可能とした。 (国土交通省)</p>	<p>地方道路整備臨時交付金 7,072億円</p>
<p><b>道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】</b></p> <p>道路関係の補助事業における統合補助金の拡大を検討する。</p> <p>地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、所要の改善に努める。</p>	<p><b>【統合補助金の拡大】</b> 平成15年度に交通安全事業統合補助制度を拡充し、対象事業に道路の改築を追加した。</p> <p><b>【地方道路整備臨時交付金の運用の改善】</b> 平成16年度より、個別事業内容の事前審査からパッケージの目標達成度に対する事後評価へ転換するとともに、毎年度、パッケージの目標達成に要する事業費により配分し、個別事業</p>	<p>交通安全事業地区一括統合補助 166億円</p> <p>地方道路整備臨時交付金 7,072億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>への配分は地方の自由裁量に委ねることとする運用改善を行った。</p> <p>また、これに先だって平成15年7月より、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、国費と地方費の割合を個別事業(要素事業)ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとした。 (国土交通省)</p>	
<p>住宅</p> <p><b>都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し【平成17年度までに検討】</b></p> <p>住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、公営住宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容を含め、現在の第8期住宅建設五箇年計画の期間中に見直しを実施する。</p>	<p>社会資本整備審議会住宅地分科会において、平成15年9月に「新たな住宅政策のあり方について(建議)」がとりまとめられ、この中で、地方公共団体の策定する計画は、ナショナルミニマムの観点から全国バランスに配慮する必要がある部分はあるものの、地方公共団体における自主的な政策の企画・実施に資するものとしていくことが重要であることなど、住宅に係る新たな長期計画に関する基本的な考え方が示されるとともに、制度設計については、更に、専門家による議論が必要である旨指摘されている。</p> <p>今後、これらを踏まえ、現在の第8期住宅建設五箇年計画の期間中(平成13年度~17年度)に見直しを実施することとしている。(国土交通省)</p>	
<p><b>公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】</b></p> <p>公営住宅等に係る補助制度については、公営住宅建替と大規模改修(リフォーム、耐震改修)等の選択の弾力化等、地方公共団体の総合的な取組みを支援することとし、地方公共団体が自主的に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、大規模改修等に対し助成する等必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成16年度予算において、既存ストックの有効活用等の観点から、各種制度改正等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設等の戸数を縮減し、改善事業への集中化・重点化を図る(平成15年度公営住宅戸数47,000戸(うち改善19,000戸) 平成16年度公営住宅戸数47,000戸(うち改善22,000戸))</li> <li>公営住宅の建設等に係る補助金と地方公共団体による特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅に係る各統合補助金について、補助金の配分の区分を1区分に統合</li> </ul>	<p>公営住宅建設費等補助 1,573億円</p> <p>公営住宅家賃対策等補助 1,397億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>する。</p> <p>また、管理に係る見直しについて、「公営住宅管理に関する研究会」における検討結果等を踏まえ、平成16年度予算において、各種制度改正を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情等を反映させるための利便性係数等の家賃算定の基礎となる係数の見直し。</li> <li>・ 公営住宅について、既存住宅の用地取得費に係る補助につき、管理開始後30年を経過した公営住宅を補助対象としない。</li> </ul> <p>(国土交通省)</p>	
<p>都市公園</p> <p><b>都市公園の設置基準、公園施設の種類の含む都市公園の設置及び管理の在り方など都市公園制度の見直し【平成14年度中に検討】</b></p> <p>都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、地域の実情に応じた公園整備をより一層促していく観点から、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、今年度中に次の事項を中心として、都市公園の設置基準、公園施設の種類等を含む都市公園制度の在り方について審議を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じる。</p> <p>公園施設・占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、建ぺい率の上限等を定める等、オープンスペースとしての機能の保持に留意した上で、条例により追加可能とする。</p> <p>身近な公園に関する設置基準について、運用の実態を踏まえ、できる限り概括的な基準に止めるよう政令で一律に定めている誘致距離の基準に代えて、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的な条件等を踏まえた配置方針を定めることとする。</p> <p>なお、都市公園法施行令において定められている一の市町村の都市公園面積の標準は、都市公園整備は当該市町村の自然環境や歴史的環境も踏まえて自主的に行うべきことから、その在り方の見直しを検討することとし、今後、単純な引上げは実施しない。</p>	<p>については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会第一次報告(平成14年12月に都市計画部会に報告)を受け、都市公園法施行令を改正(平成15年政令第101号、平成15年3月28日公布・施行)し、休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設である公園施設並びに仮設の占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、条例により追加可能とした(平成14年度中に措置済み)。</p> <p>については、当該改正により、身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した(平成14年度中に措置済み)また、今国会に提出している「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」により、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的な条件等を踏まえ、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項を定め、これに従って都市公園を整備できることとなる。</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>都市公園事業費補助 843億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>下水道 <b>下水道の費用負担の在り方や整備手法等の検討【逐次検討】</b> 下水道の整備に当たっては、大都市部の汚水処理を中心に整備水準が向上し、今後、維持管理・更新が重要となることを踏まえ、経営的視点から費用負担の在り方や整備手法等について検討する。 また、流域単位で効率的に水質環境基準等の目標を達成するため、排出者責任と受益の帰着の観点から、流域全体の費用負担について検討する。</p>	<p>排出者責任と受益の帰着の観点からの流域全体の費用負担について検討するため、汚濁負荷削減にかかる経済的手法の導入に関する調査の一環として、平成14年度から東京湾流域をモデルとして、さらに平成15年度からは伊勢湾流域も加えて排出枠取引のシミュレーションを行うなど、効率的な費用負担の在り方等について検討を行っている。引き続き、平成16年度においても継続して調査・検討を実施することとしている。(国土交通省)</p>	
<p><b>下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定【平成14年度中に実施】</b> 維持管理業務委託等調査専門委員会における検討を踏まえ、平成14年度中に民間委託の促進に必要な条件整備の在り方をとりまとめ、これに基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(社)日本下水道協会に設置された維持管理業務委託等調査専門委員会において、民間委託の促進に必要な条件整備に関する調査・検討が進められ、平成14年度末に包括的民間委託の実施に関するマニュアル等として「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」が取りまとめられた。 これを踏まえ、国土交通省から平成15年3月27日付け事務連絡により、維持管理業務の一層の効率化に資するよう周知徹底を図っている。 また、平成16年3月30日付け下水道管理指導室長通知において、包括的民間委託の推進について更なる周知徹底を図っている。(国土交通省)</p>	
<p><b>下水道施設基準の制定【平成14年度以降実施】</b> 下水道施設基準について、性能規定として基準を制定する。</p>	<p>平成15年9月に下水道法施行令の改正を行い(下水道法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第435号))下水道施設基準について、性能規定として基準を制定した(平成16年4月1日施行)。(国土交通省)</p>	
<p>港湾 <b>効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を踏まえた取組み【逐次実施】</b> 港湾については、地方分権推進委員会第5次勧告を踏まえ、直轄事業の基準の明確化が図られてきたところであり、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から重要港湾から地方港湾への見</p>	<p>平成16年度予算案において、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から、投資の効率化を推進し、引き続き、政策上重要な港湾に選択的かつ集中的に投資する措置を講じている。</p>	<p>港湾改修費補助 744億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>直し、直轄事業箇所数の縮減等の取組みが進められてきたところである。</p> <p>今後とも、そうした方向での取組みを検討するとともに、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資に努める。</p>	<p>重要港湾の実施箇所数を更に削減 ( 850箇所 790箇所 )</p> <p>地方港湾の実施港数を更に削減 ( 244港 226港 )</p> <p>今後においても、引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資を行うための取組みを進めることとしている。(国土交通省)</p>	
<p><b>農業農村整備</b> <b>農業農村整備における国の役割の重点化【平成15年度以降逐次実施】</b></p> <p>農業農村整備においては、これまでも事業実施方式の改革に取り組んできているが、農業農村整備事業については、地方分権推進の観点から、今後とも、国の役割の重点化を進める。</p> <p>このため、国営農地開発事業を廃止するとともに、国営かんがい排水事業のうち国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を引き上げる。</p>	<p>平成16年度予算において次の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域農道の重点化を図る観点から、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、一般道路との連携や産地の形成の視点により、今後、新規採択が予定されている路線を限定するなどの見直し方針を定めた。 これに基づき事業主体である都道府県が検討を行った結果、今後の採択予定路線は4割削減(830km 500km)されるとともに、地域の選択により幅員を狭める等柔軟な整備への取組が強化されることとなった。</li> <li>国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村生活環境整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニューを概ね半数(25工種 14工種)に整理統合。</li> <li>国と地方の役割を見直し、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村振興総合整備事業の採択基準(総事業費)を引き上げ。 都道府県事業： 1億円(H15) 2億円(H16) 団体営事業：5,000万円(H15) 2億円(H16)</li> </ul>	<p>広域農道整備事業費補助 389億円</p> <p>農村振興総合整備事業費 補助 139億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が主体となった個性あるむらづくりを進めるため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入等により、国の関与を縮減し、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備が実施できる「むらづくり交付金」を創設。</li> <li>・ 広域的な美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤の整備を林野庁、水産庁の事業もあわせて総合的に実施できる「美しいむらづくり総合整備事業」を創設。 (農林水産省)</li> </ul>	<p>むらづくり交付金 100億円</p> <p>美しいむらづくり総合整備事業費補助 5億円</p>
<p><b>農業農村整備に係る費用対効果分析の一層の高度化及び再評価、事後評価における費用対効果分析の実施【平成15年度以降実施】</b></p> <p>農業農村整備事業においては、費用対効果分析の内容について、算定手法の一層の向上を目指した検討を行い、また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価においても費用対効果分析を適用することとし、平成15年度以降、段階的な試行に着手する。</p>	<p>農業農村整備事業における総合的な事業評価手法並びに国の直轄事業に係る再評価及び事後評価における費用対効果分析について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めており、平成15年度は事例地区での試行を実施し、平成16年2月に同委員会で調査審議する等、段階的な試行に着手したところである。</p> <p>今後も引き続き、事例地区での試行結果や第三者による委員会での意見等を踏まえ、農業農村整備事業における総合的な事業評価手法並びに再評価及び事後評価における費用対効果分析の算定手法の確立に努めることとしている。(農林水産省)</p>	
<p><b>既存の生産基盤施設に係る改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方【平成15年度以降実施】</b></p> <p>直轄事業を含め、既存の生産基盤施設に係る改修事業の実施に当たっては、管理主体による適切な維持管理を促していく観点から、改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方を検討することとし、予防保全等土地改良施設の長寿命化に資する維持管理や、計画的・機動的な更新の実施など、基幹的な農業水利施設の適切で効率的な保全と更新について、検討を進め、実施に移す。</p>	<p>維持管理費や更新費用を含めたライフサイクルコストの低減を図る観点から、既存ストックを有効利用し施設の長寿命化を図る国営造成施設保全対策指導事業および保全対策事業を平成15年度より創設した。</p> <p>また、基幹的な国営造成施設等の保全と更新を効率的に実施するため、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行う「農業水利ストック有効活用緊急整備調査」を平成16年度より創設した。(農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>地域主体の森林管理の在り方  <b>地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の検討【逐次実施】</b></p> <p>借入金に多くを依存して分収林を造成してきた林業公社が各地域で経営的に厳しい状況となっているように、民有林においても、森林所有者による林業生産活動を産業政策の観点から助長していけば適切な森林整備が行われ、森林の公益的機能が自ずと確保されるとの考え方の転換が求められている。</p> <p>森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、実施に移していく。</p>	<p>森林の整備については、地方公共団体がより自主性を発揮できるよう、平成15年度予算において創設した林道改良統合補助事業に引き続き、平成16年度予算においても、居住環境基盤整備及び居住地森林環境整備を統合補助金化し、新たにフォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業を創設するなど、森林計画制度に基づき、国と地方の適切な役割分担、国民参画の下、地域の自主性・選択を重視しつつ実施されるよう、地域特性に応じた森林整備を推進している。(農林水産省)</p>	<p>フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業  50億円</p>
<p>廃棄物対策  <b>廃棄物処理に係る国の総合的な責任の明確化等【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</b></p> <p>平成14年中に中央環境審議会において必要な検討を進め、その結果に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等必要な措置を講じる。</p> <p>この場合において、現在、暫定的に法定受託事務とされている都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、産業廃棄物対策が我が国の環境政策における全国的な問題となっていることを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、国の責務や総合的な責任強化の方向の明確化等を図った上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討する(地方分権推進計画の定める法定受託事務のメルクマールについては、産業廃棄物処理の現状を踏まえて、今後整理を行うものとする。)なお、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぎ、これを成し遂げた時点においては、廃棄物処理に係る事務事業の本質及び産業廃棄物をめぐる環境変化を踏まえ、自治事務とすることを検討するものとする。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)において、国の責務を明確化し廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として規定した。</p> <p>暫定的に法定受託事務とされていた都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、「地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(4)」に区分され、法定受託事務として整理されている。</p> <p>さらに、平成16年1月に中央環境審議会で取りまとめられた「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について(意見具申)」では、「産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を</p>	



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の国の責務については、産業廃棄物分野の構造改革を進め、円滑に成し遂げるといった観点から、産業廃棄物処理に関する国の責務を明確化する方向で検討する。</p> <p>また、広域行政の視点も踏まえ、国の総合的な責任の強化を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の国の廃棄物に関する基本方針の内容の明確化を図る。</p>	<p>講ずることを都道府県に対して指示することにより、「広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである」とされたところであり、これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第40号)により、国の役割を強化した。</p> <p>今後は、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぐとともに法改正の内容を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針を見直し、その内容の明確化を図ることとしている。 (環境省)</p>	
<p><b>産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化【平成14年度中に中央環境審議会に必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</b></p> <p>産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を図る。</p> <p>排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施する。</p> <p>広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、関係都道府県・関係機関の連携確保などの点で、国がより積極的に広域的視点から調整・助言する仕組みを創設する。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設のモデル的な整備事業に対して国として財政的支援を行っているところであり、今後ともこれらの財政的支援の一層の活用を図る。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として定めるとともに、産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国は職員の派遣その他の必要な措置を講じることに努めるものとした。また、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴</p>	<p>廃棄物処理施設整備費補助 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等補助金 42億円 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 32億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。</p> <p>また、平成9年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処理が、長期間生活環境上の支障を発生させていることに鑑み、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)において、都道府県又は保健所設置市が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講ずることができるようにした。</p> <p>さらに、平成16年1月に中央環境審議会で取りまとめられた「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について(意見具申)」では、「産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を講ずることを都道府県に対して指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである」とされたところであり、これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第40号)により、国の役割を強化した。 (環境省)</p>	
<p><b>廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</b></p> <p>不法投棄対策について、地方環境対策調査官事務所を中心としつつ、河川、海岸、森林等の管理業務を行う他省庁の地方支分部局や、都道府県等と連携する体制づくりを行う。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。</p>	<p>廃棄物適正処理監視等推進費補助金 2億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>同法が平成15年12月1日に完全施行されたことに伴い、当該事務やその他の所掌事務の一部を、地方環境対策調査官事務所(以下「事務所」という。)において、環境省本省の指示の下で共同して実施することとした。</p> <p>上記の他、事務所を中心とした体制づくりのため、携帯情報端末を利用した不法投棄の早期対応システムを導入するとともに、都道府県等関係機関とのネットワークの構築(ブロック会議の実施等)及び立入検査等に必要な備品類の整備を行うこととしている。 (環境省)</p>	
<p><b>国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置【平成14年度中に中央環境審議会に必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</b></p> <p>広域行政の視点での調整という観点から、例えば、最終処分場等の確保が困難な地域における広域的な産業廃棄物処理方針を定める等基本方針の内容の明確化を図るとともに、都道府県が基本方針に則して都道府県廃棄物処理計画を策定するということから、基本方針について、国及び都道府県が調整する仕組みを創設する。</p>	<p>国の基本方針と都道府県廃棄物処理計画との整合性をとり、県域を越えた広域的な問題への対応を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、国が広域的な見地からの調整を行う責務を有する旨定めるとともに廃棄物処理法に基づく基本方針の策定・変更を行う際には都道府県知事の意見を聴かなければならないこととした。(環境省)</p>	
<p>地方三公社の在り方 <b>地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】</b></p> <p>地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社検討委員会の検討結果を踏まえ、自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の業務や組織運営の在り方について、地方公共団体の意向を踏まえ国の関与の簡素合理化等の観点からも検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<p>地方住宅供給公社制度については、「新たな住宅政策のあり方について(建議)」(平成15年9月:社会資本整備審議会住宅宅地分科会)を踏まえ、地方の実情に応じて、地方自治体の自由な意思を反映した業務・組織運営を行えるよう検討を行う。(国土交通省)</p>	
<p><b>地方道路公社の在り方の検討【逐次検討】</b></p> <p>地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動向等を踏まえて、検討する。</p>	<p>道路関係四公団については、民営化に向けた作業を行っているところであり、これも踏まえつつ、地方道路公社の在り方について必要に応じ検討することとする。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>(6)「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方</p> <p>ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点</p> <p>今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直す観点から行われるものであり、また、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で検討されることが必要である。</p> <p>こうした観点に立って、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から国庫補助負担事業を縮減する方策として、いくつかの基準を提示したい。</p> <p>その第一は、事業主体の観点からの国の役割の重点化である。この観点から、市町村事業への国庫補助負担は、汚水処理施設の整備等全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、国が直接、間接に市町村事業に助成することは縮減していくことを原則とすべきである。市町村のエリアを超える効果をもつものについても、その効果が都道府県の範囲内にとどまるものは、都道府県の自主的な対応を見守ることとすべきである。</p> <p>第二は、公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化である。公共事業の個別法には、その公共施設等の広域性や重要性から、その内容を区分している例が多い。例えば、道路法上は国道直轄区間、補助国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道があり、土地改良法に基づき広域農道、一般農道等がある。また、港湾は、法律上、その重要度に応じた特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の区分があるほか、関連して、重点化を図る観点から中核・中枢港湾という考え方が導入されている。</p> <p>現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こうした区分に応じた格</p>	<p>【公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等】</p> <p>1.平成16年度予算においては、国庫補助負担事業について、当会議意見を踏まえ、地方の自主性・裁量性を高めた新たな制度として「まちづくり交付金(1,330億円)」を創設するとともに、引き続き、対象事業の重点化、採択基準の引き上げ、統合補助金化の推進等の制度的見直しを行っている。なお、公共事業関係の国庫補助負担金は対前年度比で、3,197億円(7.2%)の純減となっている。 公共事業関係費全体 2,812億円(3.5%)</p> <p>2.廃止・縮減等の改革の視点への対応 平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>(1)市町村事業等への国庫補助負担金の廃止縮減等</p> <p>地方道の橋梁補修事業の補助採択基準(1路線あたりの単年度事業費の下限)を引き上げ。 (都道府県道: 1億円以上 1.5億円以上 市町村道: 2,000万円以上 1.5億円以上) 準用河川改修事業の新規箇所採択については、原則として廃止することとし、氾濫被害の状況等一定の要件を満たすものに限定。さらに、統合補助金化。 海岸事業について、高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業の採択基準を引き上げ。 (6,000万円以上 7,000万円以上)</p>	<p>統合準用河川改修費補助 28億円</p> <p>海岸保全施設整備事業費補助 439億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行うべきである。</p> <p>また、既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきであり、維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業の廃止・縮減を実行に移すべきである。</p> <p>第三は、公共事業に係る採択基準の引上げ等の見直しである。地方分権改革の中で、これまでも、実効的な国庫補助負担事業の重点化の方策として、採択基準の引上げが行われてきた。今後の国庫補助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討すべきである。また、事業採択に係る費用対効果分析等に当たっては、経済情勢等の適正な反映に努めていくべきである。</p> <p><b>イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向</b></p> <p>「改革と展望」は、「国の公共投資については、その時々々の経済動向を勘案しつつ、『改革と展望』の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。」としている。当会議としても、改革と展望が示した公共投資水準の重点化、効率化を着実に実施することを求めるものであるが、今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の</p>	<p>都市公園事業について、市町村の補助採択の基準となる全体事業費の最低額を引き上げ。 (1億円以上 2億円以上)</p> <p>汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、下水道汚水管きよの維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として廃止。</p> <p>港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助採択基準を引き上げ。 (4,000万円以上 5,000万円以上)</p> <p>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の市町村営等事業は、平成16年度以降、市町村合併支援に資するものを除き、新規採択を中止。</p> <p>市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち、不燃物処理・資源化施設を廃止。</p> <p>(2) 広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化</p> <p>道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。</p> <p>舗装補修事業に対する補助を廃止(補助国道、地方道)。</p> <p>舗装を単独で整備する事業に対する補助を廃止(地方道)。</p>	<p>国有地造成護岸等整備事業費統合補助 3億円</p> <p>都市公園事業費補助 808億円</p> <p>下水道事業費補助 8,278億円</p> <p>港湾施設改良費統合補助 72億円</p> <p>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助 221億円</p> <p>交通円滑化事業費補助 921億円</p> <p>地域連携推進事業費補助 3,046億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>廃止・縮減も、これを踏まえたものでなくてはならない。</p> <p>当会議としては、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から、今後、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、国庫補助負担金の廃止・縮減については、これを上回る縮減を目指して実施すべきであると考えます。</p> <p>その結果、公共投資全体に占める国庫補助負担事業のウェイトは、順次低下していくものと考えられる。</p>	<p>河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助の採択基準を引き上げ。 (5,000万円以上 6,000万円以上)</p> <p>都市公園に係る補助事業について、防災上の必要性があるもの等を除き、抑制。 公営住宅建設等の戸数を縮減し、改善事業への集中化・重点化を図る。 (公営住宅戸数47,000戸(うち改善19,000戸) 公営住宅戸数47,000戸(うち改善22,000戸)) 公営住宅について、既存住宅の用地取得費に係る補助を縮減。 郊外部の団地開発支援については原則行わないなど、住宅宅地関連公共施設整備について厳しく抑制。</p> <p>水質保全上優先順位が高い地域以外における下水道整備を抑制。 ヘリポートに係る採択基準の引き上げ(5,000万円以上 1億円以上)を行うとともに、平成16年度末をもってヘリポートへの補助を廃止。 地方空港の整備を厳しく抑制。 地方港湾について重点化を進め、実施港数を更に削減。 (244港 226港) 地域水産物供給基盤整備事業(第1種漁港の整備)について、原則として、国民への水産物の安定供給の観点から魚種別の生産量に着目した定量指標の導入により、5万人以上の消費を賄える漁港に新規採択の対</p>	<p>河川修繕費補助 21億円 砂防設備修繕費補助 2億円 地すべり防止施設修繕費 1億円 都市公園事業費補助 808億円 公営住宅建設費等補助 1,573億円 公営住宅家賃対策等補助 1,397億円 住宅市街地総合整備促進事業費補助 767億円 下水道事業費補助 8,278億円 空港整備事業費補助 135億円 港湾改修費補助 744億円 地域水産物供給基盤整備事業費補助 595億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>象を限定。</p> <p>(3) 採択基準の引き上げ等</p> <p>道路等  地方道の橋梁補修事業  1億円以上 1.5億円以上(都道府県道)  2,000万円以上 1.5億円以上(市町村道)</p> <p>治山、治水  地すべり防止施設修繕統合補助事業  1,500万円以上 1,700万円以上  河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助  5,000万円以上 6,000万円以上</p> <p>海岸事業(今後、採択基準の下限額について段階的に引き上げていく予定。)  ・補修統合補助事業  4,000万円以上 4,500万円以上(都道府県)  ・高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業  6,000万円以上 7,000万円以上(市町村)  ・海岸環境整備事業  8,000万円以上 8,500万円以上</p> <p>ダム事業 新規箇所を厳選。</p>	<p>交通円滑化事業費補助 921億円</p> <p>地域連携推進事業費補助 3,046億円</p> <p>地すべり防止施設修繕統合補助事業0.6億円</p> <p>河川修繕費補助 21億円</p> <p>砂防設備修繕費補助 2億円</p> <p>地すべり防止施設修繕費 1億円</p> <p>海岸保全施設整備事業費補助 439億円</p> <p>公有地造成護岸等整備事業費統合補助 3億円</p> <p>海岸環境整備事業費補助 72億円</p> <p>河川総合開発事業費補助等 467億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>都市公園 都市公園整備事業 1億円以上 2億円以上(市町村)</p> <p>公営住宅 建設等の戸数を縮減し、改善事業への集中化・重点化 公営住宅戸数47,000戸(うち改善19,000戸) 公営住宅戸数47,000戸(うち改善22,000戸)</p> <p>空港 ヘリポートに対する補助事業(航空保安施設を除く) 5,000万円以上 1億円以上</p> <p>港湾 港湾施設改良費統合補助(市町村管理港湾) 4,000万円以上 5,000万円以上</p> <p>農業農村整備 農村振興総合整備事業 1億円以上 2億円以上(都道府県事業) 5,000万円以上 2億円以上(団体営事業)</p> <p>森林整備 森林居住環境整備事業(居住環境基盤の整備のみを実施する場合) 5億円以上 8億円以上</p> <p>水産基盤整備 漁港環境整備事業 3,000万円以上 5,000万円以上</p>	<p>都市公園事業費補助 808億円</p> <p>公営住宅建設費等補助 1,573億円</p> <p>空港整備事業費補助 135億円</p> <p>港湾施設改良費統合補助 72億円</p> <p>農村振興総合整備事業費補助 139億円</p> <p>フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業 50億円</p> <p>漁港環境整備事業費補助 24億円</p>



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業縮減の方向</b></p> <p>上記のような公共事業に係る国庫補助負担事業の見直しに基づき、当会議における調査審議を踏まえて、公共事業の個別分野ごとの見直しの方向性の概略を述べれば、次のようなものとなる。これらについては、改めて、政府において、個別の事業分野ごとに精査することが必要であるとは言うまでもない。なお、下記に掲げた公共施設等はいずれも国民生活に必要なものであり、国庫補助負担事業を廃止・縮減した場合においては、整備水準や事業規模は地方公共団体の自主的な判断に委ねられるとしても、地方公共団体の役割として、必要な事業を実施する責務を有することは留意する必要がある。</p>		
<p><b>道路等</b></p> <p>道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるものへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減していくべきである。また、国道補助区間や主要地方道をはじめネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図っていくべきである。また、国庫補助負担事業は、採択基準の引上げ等の検討や、バイパスの整備や大規模な交差点改良等の基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等に重点化していくことを検討すべきである。</p> <p>また、農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連して行う農道整備等を除き、道路事業と同様の方向で、地方単独事業との役割分担を踏まえ、見直しを行うべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。</p> <p>舗装補修事業に対する補助を廃止（補助国道、地方道）。舗装を単独で整備する事業に対する補助を廃止（地方道）。</p> <p>地方道の橋梁補修事業の補助採択基準（1路線あたりの単年度事業費の下限）を引き上げ。</p> <p>（都道府県道： 1億円以上 1.5億円以上 市町村道：2,000万円以上 1.5億円以上）</p> <p>（国土交通省）</p> <p>広域農道の重点化を図る観点から、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、一般道路との連携や産地の形成の視点により、今後、新規採択が予定されている路線を限定するなどの見直し方針を定めた。</p> <p>これに基づき事業主体である都道府県が検討を行っ</p>	<p><b>【国土交通省】</b> 交通円滑化事業費補助 921億円 地或連携推進事業費補助 3,046億円</p> <p><b>【農林水産省】</b> 広域農道整備事業費補助 389億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>た結果、今後の採択予定路線は4割削減(830km 500km)されるとともに、地域の選択により幅員を狭める等柔軟な整備への取組が強化されることとなった。</p> <p>市町村事業等に係る国庫補助事業の原則廃止・縮減の観点から、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の市町村営等事業は、平成16年度以降、市町村合併支援に資するものを除き、新規採択を中止。 (農林水産省)</p>	<p>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助 221億円</p>
<p>治山、治水 河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果等に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。また、水需要や災害の状況等を踏まえ、新規の多目的ダム、治水ダム等の採択のより一層の重点化を図るべきである。その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>【治山事業】 治山事業について、事業対象の重点化を図るため、地すべり防止施設修繕統合補助事業の採択基準を引き上げ。 (1,500万円以上 1,700万円以上)(農林水産省)</p> <p>【治水事業】 河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助の採択基準を引き上げ。 (5,000万円以上 6,000万円以上) 準用河川改修事業の新規箇所採択については、原則として廃止することとし、氾濫被害の状況等一定の要件を満たすものに限定。さらに、統合補助金化。 一級河川、二級河川の各統合補助金を統合。 ダム事業について、新規箇所を厳選。 (国土交通省)</p>	<p>【農林水産省】 地すべり防止施設修繕統合補助事業 0.6億円</p> <p>【国土交通省】 河川修繕費補助 21億円 砂防設備修繕費補助 2億円 地すべり防止施設修繕費 1億円 統合準用河川改修費補助 28億円 統合河川整備事業費補助 201億円 河川総合開発事業費補助等 467億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>【海岸事業】</p> <p>以下の採択基準を引き上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補修統合補助事業の都道府県事業 (4,000万円以上 4,500万円以上)</li> <li>・高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業 (6,000万円以上 7,000万円以上)</li> <li>・海岸環境整備事業 (8,000万円以上 8,500万円以上)</li> </ul> <p>また、今後、採択基準の下限額について段階的に引き上げていく予定。 (農林水産省、国土交通省)</p>	<p>【農林水産省・国土交通省合計】</p> <p>海岸保全施設整備事業費補助 439億円</p> <p>公有地造成護岸等整備事業費統合補助 3億円</p> <p>海岸環境整備事業費補助 72億円</p>
<p>都市公園</p> <p>都市公園については、都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、現在、継続実施中の事業を除き、効果が一市町村の範囲にとどまるものは、整備状況等も踏まえつつ順次、小規模なものから国庫補助負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>市町村の補助採択の基準となる全体事業費の最低額を引き上げ。 (1億円以上 2億円以上) (国土交通省)</p>	<p>都市公園事業費補助 808億円</p>
<p>公営住宅</p> <p>公営住宅については、家賃に係る補助と併せて、公営住宅の新設、改善等は国庫補助負担金を受けて行うことが原則となっているが、既存ストックを最大限活用する観点から、改善事業を重視する方向で建設戸数を見直すとともに、改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>既存ストックの有効活用等の観点から、各種制度改正等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設等の戸数を縮減し、改善事業へ集中化・重点化。 (公営住宅戸数47,000戸(うち改善19,000戸) 公営住宅戸数47,000戸(うち改善22,000戸))</li> <li>・公営住宅の建設等に係る補助金と地方公共団体による特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅に係る各統合補助金について、補助金の配分の区分を1区分に統合。</li> </ul>	<p>公営住宅建設費等補助 1,573億円</p> <p>公営住宅家賃対策等補助 1,397億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>また、管理に係る見直しについて、「公営住宅管理に関する研究会」における検討結果等を踏まえ、各種制度改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情等を反映させるための利便性係数等の家賃算定の基礎となる係数の見直し。</li> <li>・公営住宅について、既存住宅の用地取得費に係る補助につき、管理開始後30年を経過した公営住宅を補助対象としない。</li> </ul> <p>(国土交通省)</p>	
<p>下水道、農業集落排水</p> <p>下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等は、その整備に要する財源を一定の範囲内で国が負担することを前提に、大都市等から整備が進められてきたものである。こうしたことから、今後も、汚水処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、国庫補助負担事業の継続が必要であると考えられる。その際には、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくことを検討すべきである。</p> <p>また、汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、下水道汚水管きよの維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として廃止。(国土交通省)</p> <p>なお、各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進などに関する通知を发出したが、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた整備の見通しとこれに必要な財源については、都道府県構想見直しの中で明らかにされるものである。</p> <p>また、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等による効率的な汚水処理施設整備を進める観点から、平成15年10月10日に閣議決定された各省の長期計画(土地改良長期計画、社会資本整備重点計画、廃棄物処理施設整備計画)に汚水処理施設整備の共通目標(汚水処理人口普及率76%(平成14年度)86%(平成19年度)に上げることを)を明記した。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>【農林水産省】 農業集落排水事業費補助 624億円</p> <p>【国土交通省】 下水道事業費補助 8,278億円</p> <p>【環境省】 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業 257億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>空港</p> <p>空港の配置的側面からの整備は概成しており、地域開発・振興を主眼とした地方空港の整備は、地方が創意工夫の下に、主体的役割を發揮することが適当である。このため、地域の自主性をより尊重する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制するとの方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のない地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図るとともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を検討すべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>ヘリポートに対する補助事業(航空保安施設を除く)の採択基準の引き上げ(5,000万円以上 1億円以上)を行うとともに、平成16年度末をもってヘリポートへの補助を廃止する。</p> <p>また、今後の予定として、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のないゼネラル・アビエーション空港に対する国庫補助負担事業の廃止・縮減に努めていくこととしている。(国土交通省)</p>	<p>空港整備事業費補助 135億円</p>
<p>港湾</p> <p>港湾については、国庫補助負担事業は、重要港湾の中でも中核・中核港湾等への効率的・効果的な投資が進められているが、今後、利用者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づいて、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の整備の在り方等について検討するとともに、採択基準の引上げ等の検討を行うなどにより、今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべきである。</p>	<p>平成15年度に措置した事項に加え、平成16年度において下記の措置を実施している。</p> <p>効率的・効果的な投資を促進する観点から、港湾の整備に対する国庫補助負担事業について採択基準の引き上げ等の見直しを実施。</p> <p>港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助採択基準の下限を更に引き上げ (4,000万円以上 5,000万円以上) 地方港湾について実施港数を更に削減 (244港 226港)</p> <p>引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資を行うための取組みを進める。(国土交通省)</p>	<p>港湾改修費補助 744億円</p>
<p>農業農村整備</p> <p>農業農村整備については、下水道等他の汚水処理施設の在り方と併せて検討すべき農業集落排水事業等を除き、農村生活環境に係る国庫補助負担事業は、原則として、都市部も含めた住民に身近な社会資本整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合を図りつつ、重点化をしていくことを検討すべきである。</p> <p>また、農業生産基盤については、算定方法の手法の向上等費用対効果分析の高度化を図った上で、その適切な運用に努めるとともに、国</p>	<p>国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村生活環境整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニューを概ね半数(25工種 14工種)に整理統合した。</p> <p>費用対効果分析の一層の高度化を図るため、農業農村整備事業における総合的な事業評価手法について、食料・農業・</p>	<p>農村振興総合整備事業費補助 139億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 16 年度予算額)
<p>庫補助負担事業の採択基準の引上げ等の検討を行い、国の助成の重点化を図ることを検討すべきである。なお、既存ストックの改修事業等は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、農業生産基盤の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討すべきである。</p>	<p>農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めており、平成 15 年度は事例地区での試行を実施し、平成 16 年 2 月に同委員会で調査審議する等、段階的な試行に着手したところである。 (農林水産省)</p>	
<p><b>森林整備</b> 地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図りつつ、より包括的な財源措置の在り方を検討するなど、今後、個別の造林事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地域の自主性をより発揮できるような方向で検討すべきである。</p>	<p>森林の整備については、地方公共団体がより自主性を発揮できるよう、平成 15 年度予算において創設した林道改良統合補助事業に引き続き、平成 16 年度予算においても、居住環境基盤整備及び居住地森林環境整備を統合補助金化し、新たにフォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業を創設するなど、森林計画制度に基づき、国と地方の適切な役割分担、国民参画の下、地域の自主性・選択を重視しつつ実施されるよう、地域特性に応じた森林整備を推進している。(農林水産省)</p>	<p>フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業 50 億円</p>
<p><b>水産基盤整備</b> 漁場との関係に十分配慮する必要があるが、利用範囲が地元の漁業を主とする第 1 種漁港に対する国庫補助負担事業は、国民への水産物の安定供給の観点から特に重要なものに限定していく方向で検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度より、地域水産物供給基盤整備事業(第 1 種漁港の整備)について、原則として、国民への水産物の安定供給の観点から魚種別の生産量に着目した定量指標の導入により、5 万人以上の消費を賄える漁港に新規採択の対象を限定。(農林水産省)</p>	<p>地域水産物供給基盤整備事業費補助 595 億円</p>
<p><b>廃棄物処理施設</b> ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良等が概成しつつあること、今後のリサイクルの推進等に伴うごみ処理需要の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ処理施設に係る国庫補助事業は、原則として廃止・縮減し、地方公共団体が自らの責任と負担で施設整備を行っていく方向で検討すべきである。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏まえ、新たな需要から必要となる施策に係るものに重点化していくべきである。</p>	<p>平成 15 年度に実施した、市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業の廃止・縮減に加え、平成 16 年度から、既にその目的を達成したと考えられる次の補助事業(新規着工事業)を廃止するなど、国庫補助の重点化を図っている。 ・市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち不燃物処理・資源化施設 (環境省)</p>	<p>廃棄物処理施設整備費国庫補助金(他府省計上分含む) 1,423 億円</p>

## 産業振興

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>【時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置】</b></p>		
<p><b>農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】</b></p> <p>国の農業・農村政策の多くが、地方公共団体を通じた補助事業により実施されているが、こうした間接補助の在り方を、国と地方の役割の分担を明確化する観点から見直していくことも必要である。農業共済事業事務費負担金のように、都道府県の負担がなく、実質的には団体や市町村の経費を国が負担している性格のものにも関わらず、都道府県への定額間接補助とされ、その執行が都道府県を通じて行われているものなどは、都道府県の意向も踏まえ、国から団体や市町村への直接補助に改める等の整理を検討すべきである。</p> <p>地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、計画づくり等事業を円滑に推進するための地方公共団体の指導事務等に対し推進事業費、推進指導費等の補助金が交付される例が多いが、一定期間継続しているもの等については、地方公共団体の事務としての同化、定着の状況に応じ、廃止・縮減、一般財源化を図っていくべきである。</p> <p>担い手を中心とした農業政策への転換のためには、国の政策も農業政策に重点化を図るべきである。こうした観点から、経営構造対策事業については、経営体の育成・発展に重点化し、生活環境施設等を補助対象メニューから除外する等の措置が講じられているが、今後とも、農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討していくべきである。</p>	<p>都道府県に対して行った農業共済事業事務費負担金の在り方に関する意向調査の結果を踏まえ、平成16年度予算から、農業共済組合連合会及び特定組合に対しては国からの直接補助に改めた。</p> <p>平成16年度予算においては、「事務・事業の在り方に関する意見」を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるよう、事業の統合補助金化・交付金化を進めるとともに、国庫補助負担事業の重点化・効率化を図った。</p> <p>また、農業委員会・普及事業の改革（後掲）以外に、地方公共団体向け国庫補助負担金については、総額440億円（シーリングによる縮減分等を除く。）の縮減等を実施した。</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産公共事業関係費 316億円</li> <li>・植物防疫事業交付金（職員設置費に係る部分） 5億円</li> <li>・農業共済事業事務費負担金 42億円</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金 51億円</li> <li>・森林整備地域活動支援交付金 24億円</li> <li>・漁業調整委員会等交付金（職員設置費に係る部分） 2億円</li> </ul>	<p>農業共済事業事務費負担金（526億円）うち地方公共団体向け 439億円</p> <p>【統合補助金の創設・拡充】 美しいむらづくり総合整備事業 5億円 地域用水環境整備統合補助事業 4億円 田園自然環境保全整備事業 10億円 フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業 50億円 漁村づくり総合整備事業 21億円</p> <p>【交付金の創設】 むらづくり交付金 100億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>平成17年度予算編成に当たっても、地方の知恵を生かせるよう予算の効率化を検討する。</p> <p>国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村生活環境整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニューを概ね半数(25工種 14工種)に整理統合した。 (農林水産省)</p>	<p>農村振興総合整備事業費補助 139億円</p>
<p><b>協同農業普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討、一定の結論】</b></p> <p>普及事業の在り方に関する検討会において、今後の普及事業の在り方全般について幅広く検討し、普及事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の判断に委ねていくべきとの観点から、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化を検討するよう提言している。</p> <p>段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付の在り方、改良普及手当の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。</p>	<p>協同農業普及事業については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、農業者の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、次の事項等を内容とする農業改良助長法の改正法案を今国会に提出したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策課題に対応した高度かつ多様な技術・知識をよりの確に農業現場に普及するための普及職員の一元化</li> <li>(2) 都道府県が自主性を発揮できるよう地域農業改良普及センターの必置規制の廃止</li> <li>(3) 都道府県が自らの判断で実態に応じた運用を可能とするための農業改良普及手当の上限規定の廃止</li> </ul> <p>協同農業普及事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、今後3年間(平成16年度～18年度)において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度においては、前年度比6.9%の縮減(15年度252億円 16年度234億円)を行うこととした。</p> <p>今後の協同農業普及事業交付金の扱いについては、改革の進展状況を踏まえて判断していくことが適当であり、</p>	<p>協同農業普及事業交付金 234億円</p>



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化に伴う縮減を先ず行った上で、平成18年度までに一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い結論を得ることとしている。</p> <p>(農林水産省)</p>	
<p><b>林業普及指導事業の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】</b></p> <p>林業普及指導事業の在り方に関する懇談会を開催し、今後の林業普及指導事業の在り方全般について幅広く検討するとともに、協同農業普及事業の在り方に関する検討状況を参考にしつつ、林業普及指導事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、林業普及指導員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。</p>	<p>林業普及指導職員の一元化等を内容とする森林法の一部改正を行った(関係規定の施行は平成17年4月1日)ほか、普及手当の上限規定の廃止等の措置を講じる予定。</p> <p>林業普及指導事業交付金については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、今後3年間(16年度～18年度)において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化に沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度においては、前年度比6.9%の縮減(15年度36億円、16年度34億円)を行うこととしたところ。</p> <p>今後の林業普及指導事業交付金の扱いについては、改革の進展状況を踏まえて判断していくことが適当であり、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化に伴う縮減を先ず行った上で、平成18年度までに一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得ることとしている。</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>林業普及指導事業交付金 34億円</p>
<p><b>水産業改良普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討に着手】</b></p> <p>水産業改良普及事業の在り方については、協同農業普及事業や林業普及指導事業の在り方に関する検討状況を参考としつつ、関係者の意見も聴取して、今後の水産業改良普及事業の在り方全般について幅広く検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、水産業改良普及員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。</p>	<p>水産業改良普及職員の一元化や水産業改良普及手当の上限規定の廃止を内容とする水産業改良普及事業推進要綱等の改正を実施する予定。</p> <p>水産業改良普及事業交付金については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、今後3年間(平成16年度～18年度)において、普及事業の重点化・効率化、</p>	<p>水産業改良普及事業交付金 5.9億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>組織のスリム化に沿って、計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度においては、前年度比6.9%の縮減(15年度6.4億円 16年度5.9億円)を行うこととしたところ。</p> <p>今後の水産業改良普及事業交付金の扱いについては、改革の進展状況を踏まえて判断していくことが適当であり、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化に伴う縮減を先ず行った上で、平成18年度までに一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い結論を得ることとしている。</p> <p>(農林水産省)</p>	
<p><b>農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】</b></p> <p>農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、農業委員会制度そのものは存置しつつ、現在の農業委員会の設置について市町村条例による選択制への移行等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業委員会交付金の一般財源化を図ることを検討するよう提言している。</p> <p>農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。</p>	<p>農業委員会については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、農業委員会の設置に係る市町村の裁量を拡大するとともに、その業務運営の効率化等を促進することとしており、次の事項等を内容とする農業委員会法の改正法案を今国会に提出したところである。</p> <p>農業委員会を置かないことができる農地面積の基準の見直し(具体的な数値は政令に委任)</p> <p>組織のスリム化・適正化を図るための選挙委員の法定下限定数の廃止・条例への委任</p> <p>農業委員会の法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化</p> <p>農業委員会交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、今後3年間(平成16年度～18年度)において、組織のスリム化・効率化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度においては、6.9%の縮減(15年度116億円 16年度108億円)を行うこととしたところ。</p>	<p>農業委員会交付金 108億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>今後の農業委員会交付金の扱いについては、改革の進展状況を踏まえて判断していくことが適当であり、組織のスリム化・効率化に伴う縮減を先ず行った上で、平成18年度までに一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得ることとしている。</p> <p>(農林水産省)</p>	
<p><b>農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成14年度以降逐次実施】</b></p> <p>農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。</p>	<p>小規模農地面積市町村における農業委員会の設置の見直し及び市町村域を超えた広域連携による農地パトロール等を引き続き積極的に推進している。</p> <p>平成15年度における小規模農業委員会等の廃止は、市町村合併に伴うものを含め、67委員会となった。</p> <p>平成16年度予算においては、近接する農業委員会の広域連携による耕作放棄地の解消等現地活動強化等の具体的な取組みを引き続き推進するための予算を計上した。</p> <p>平成15年度における農業委員会系統組織の自主的な取組みによる広域連絡協議会の設置は462地区(目標の100%)となった。</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>農地調整円滑化対策等事業</p> <p>8億円</p>
<p><b>農業委員定数等の組織の適正化等【平成14年度以降逐次実施】</b></p> <p>農業委員定数について、農家戸数等の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せた農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>市町村合併の進展に合わせ、都道府県農業会議が事前の助言・指導を行うとともに、昨年4月に取りまとめられた「農業委員会に関する懇談会」の報告書等を踏まえ選挙委員定数の見直し等の取組みを促進するなど、農業委員定数の適正化等を引き続き推進している。(農林水産省)</p>	
<p><b>食品安全基本法(仮称)の制定【平成14年度中に検討、次期通常国会に所要の法案を提出】</b></p> <p>消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法</p>	<p>第156回国会において、食品安全基本法(平成15年法律第48号)が成立し、同年5月23日に公布、7月1日に施行された。同法第6条において、「国は、・・・食品の安全性の確</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p>律として食品安全基本法(仮称)を制定し、同法において、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、実施する責務を有する旨規定する方向で検討する。</p> <p>地方公共団体の機関を含めたリスク管理を担当する行政機関間の連携を強化するための具体的な仕組みを設ける。</p> <p>これらを踏まえ、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わる関連法について検討し、所要の改正を行うものとする。</p> <p>BSE対策等に関連し、農場段階において検査を実施する家畜保健衛生所と食用として出荷する段階において検査を担当する食肉衛生検査所の連携・強化を推進するとともに、地方公共団体が自主的な取り組みとして、家畜保健衛生所の獣医師とと畜検査員である獣医師の人事交流や兼務、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能であることについて、周知徹底を図る。</p>	<p>保についての基本理念・・・にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第7条において、「地方公共団体は・・・食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされるところととも、第15条において、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない」とされたところである。</p> <p>また、平成16年1月16日に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、「(地方公共団体を含む)リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける」こととされるところととも、「この仕組みに基づき、今後も、リスク管理期間相互の連絡及び協力を着実に実施する」こととされるほか、「(食品安全)委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる」こととされたところである。</p> <p>同国会において、食品衛生法等の一部を改正する法律、平成15年6月4日に農林水産省設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第70号)、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成15年法律第71号)、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第72号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第73号)及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第74号)が成立して</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>おり、一部を除き施行されているところである。</p> <p>食品衛生法の改正により、監視指導の重点等について厚生労働大臣が監視指導指針（平成15年厚労告第301号）を定め、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）は指針を踏まえ、地域の実情に応じた都道府県等食品衛生監視指導計画を定めることとされたが、同監視指導指針では、都道府県等と厚生労働省の連携、都道府県等間の連携、都道府県等内での衛生部局と農政部局との連携等について規定したところである。なお、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導については、平成16年4月1日から施行されたところである。また、大規模・広域食中毒の発生に際しては、各都道府県等による地域ごとの対応だけでなく、厚生労働大臣が食品衛生法第60条に基づく調査の要請等を行い、危害拡大防止を図ることとした。</p> <p>上に記載する農林水産省関係の5法律の成立により肥料取締法、農薬取締法、薬事法、飼料安全法等のそれぞれの法律について、リスク管理措置の実施に当たり、関係大臣間において協議等を行うよう、見直しが行われたところである。</p> <p>また、平成15年5月のと畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び6月の家畜伝染病予防法の一部改正においても厚生労働大臣と農林水産大臣の連携規定が新たに設けられたところである。</p> <p>これに伴い、厚生労働省医薬食品局長から農林水産省消費・安全局長への協力依頼（平成15年8月29日付け薬食発0829005号）及び厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長への協力依頼（平成15年8月29日付け食安監発0829022号）により、各都道府県食品衛生部局及び農林水産部局に対して連携を周知し、一層の連携強化を推進している。</p> <p>地方公共団体の機関を含めた連携の具体的な仕組みとして</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<p>は、例えば、関係府省と連携した本省・地方レベルにおける意見交換会・講師の派遣等を実施するとともに、リスク管理措置の実施に当たって地方公共団体等を含めたリスク管理機関間が連携する仕組みを整備するほか、BSE対策等に関連し、地域連絡体制の強化のための協議会設置を要請する通知の発出等により、食の安全確保に向けた情報の共有化等、一層の連携強化を推進しているところである。</p> <p>なお、最近の高病原性鳥インフルエンザ対策については、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づく防疫措置（発生農場における殺処分、周辺農場における移動制限等）を行うほか、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の各府省で連携して通知（「高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底について」（平成16年3月9日付け府食第275号、健発第0309001号、食安第0309001号、15消安第6873号、環自野発第040309001号）を発出し、鶏肉・卵の安全性等について、地方公共団体を通じて国民への周知を図ったところである。</p> <p>また、3月16日には、関係閣僚による会合を開催し、「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ、これまでの措置の更なる推進、関連する法制度の整備、予算措置を含め、影響を受けた関係者・関係機関に対する措置等も含めた総合的な対策を早急に講じていくこととしたところである。</p> <p>このほか、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能である旨各都道府県衛生主管部局長及び畜産主務部長あてに平成15年3月19日付けで通知を発出している。（内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省）</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
【地域間の競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置】		
<p><b>全国的規模・視点で行われることが必要な政策、競争条件の整備等に国の役割を重点化【逐次実施】</b></p> <p>産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援、地域間の自由な競争を促進するため、中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行われることが必要な政策、中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等に国の役割を重点化していく。</p>	<p>国は、産業政策の一環として、「全国的規模・視点から求められる経済的課題の克服」や「全国一律に最低限必要な政策の実現」にその役割を重点化することとしており、中小企業基本法においても、「国は、施策を総合的に策定して実施する責務を有し」、「地方は、地域の諸条件に応じた施策を策定して実施する責務を有する」と国と地方の役割分担を明確化している。平成16年度においても国の役割を重点化していく措置を講じている。</p> <p>技術開発支援 我が国製造業の基盤的・戦略的分野である金型・ロボット部品分野の技術開発プロジェクトの全国公募を行い、30テーマを採択し、事業を実施中(平成15年度に新設し、平成16年度も継続)。</p> <p>中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行う施策 平成15年度予算より、中小企業と企業等OB人材のマッチングや中小企業の後継者探し、事業売却の支援を全国規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業とOB人材、後継者人材、M&amp;A取得企業等に関する情報を集積・提供するデータベース等を構築しネット上で公開・運営等を実施している(平成15年度に引き続き平成16年度も実施)。</p> <p>中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等 昨今のサービス経済化の状況に対応して、サービス業等に係る下請中小企業を対象業種として追加するなど、下請振興対策の拡充強化を図るため、「下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年6月12日成立、同年11月1日より施行。 (経済産業省)</p>	<p>戦略基盤技術強化事業 31.7億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>地方公共団体に対する中小企業関係補助事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】</b></p> <p>中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。</p>	<p>平成16年度予算においては、国と地方の役割分担について精査を行い、全国的規模・視点で実施されることが必要な創業、技術開発、人材育成支援や中小企業再生、金融セーフティネット支援等の施策等に国の中小企業施策を重点化していくとともに、地方公共団体に対する補助金等について見直しを行っている。</p> <p>「中小企業対策費における地方公共団体向け補助金」 平成15年度 383.5億円 平成16年度 298.1億円 (経済産業省)</p>	<p>中小企業対策費における地方公共団体向け補助金 298.1億円</p>
<p><b>小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知【措置済み】</b></p> <p>平成12年1月に小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の都道府県に対する債権の取扱いの明確化のための措置が講じられたところであり、平成14年5月の全国担当者会議においても周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。</p>	<p>平成14、15年度については全国担当者会議で周知徹底を図っているが、平成16年度においても、担当者会議等の場でその周知徹底に努めることとしている。(経済産業省)</p>	
<p><b>高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化とその周知【措置済み】</b></p> <p>平成13年12月に高度化融資に係る不良債権処理基準について、中小企業総合事業団の債権管理規程の整備による明確化が図られたところであり、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。</p>	<p>中小企業総合事業団の債権管理規程を整備し、平成14年7月に都道府県に対し例規集を配布するとともに、都道府県の債権管理担当職員に対する研究会等(10回開催)を通じ、その周知徹底に努めた。(経済産業省)</p>	
<p><b>小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等に対する、国と地方の適切な分担を踏まえた必要な措置【平成14年度中に検討に着手】</b></p> <p>特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)において、中小企業総合事業団の信用保険事業のうち機械類信用保険については必要な措置を講じた上で廃止することとされたが、小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等について、国と地方が適切に分担する観点を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成15年度予算において、機械保険の廃止により、貸与機関に生じ得る貸し倒れ負担に対応するため、都道府県を通じて、貸与機関に対し所要額を助成する新規の補助金を措置することとした。(経済産業省)</p>	<p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 3.8億円</p>



事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 16 年度予算額)
<p><b>高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討【平成 14 年度中に検討に着手】</b></p> <p>高圧ガス等の保安行政については、都道府県から政令指定都市への権限移譲の要望がなされているが、地方公共団体における事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲については、本件の要望元である指定都市事務局と、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等について、意見交換を行った。今後、行政事務の広域性・効率性、行政需要の分布、事業者負担等にかんがみ、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況を踏まえた上で、引き続き検討することとしている。(経済産業省)</p>	

## 治安その他

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 16 年度予算額)
<p><b>【警察制度についての具体的措置】</b></p>		
<p><b>政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】</b>            国庫補助負担金、地方交付税制度、税源配分の在り方の検討に際して、必要に応じ、警察官政令定数制度の在り方、国費地方費の支弁区分の在り方、警察費補助金の在り方について、検討する。</p>	<p>国民生活に直結する各都道府県警察の地方警察官定員の在り方について、定員管理に関する施策に反映させるため、平成 15 年 7 月、部外の有識者による「警察官定員に関する研究会」を開催し、委員から意見を聴取したところ、「警察官政令定数制度については、都道府県の財政事情により警察力に格差が生じることは好ましくないことから、政令できちんと手当てすることが必要」である旨の意見を得た。</p> <p>また、警察費補助金制度については、国の治安責任の観点から必要なものであるが、毎年度、補助事業の個別内容の見直し、検討を行っているところであり、平成 16 年度予算においても当該補助金の額は平成 15 年度予算に対して減額となっているところである。(警察庁)</p>	<p>都道府県警察費補助金 303 億円 都道府県警察施設整備費補助金 214 億円 千葉県警察成田国際空港警備隊費補助金 103 億円</p>
<p><b>警察内部組織の基準の弾力化【平成 14 年度中を目途に政令改正】</b>            各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、都道府県警察の内部組織の基準について規定する警察法施行令付録を改正する。</p>	<p>警察法施行令の一部を改正する政令(平成 15 年政令第 31 号)により、都道府県警察の内部組織の基準を弾力化した。(警察庁)</p>	
<p><b>新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討【平成 14 年度中に検討に着手】</b>            国際化や IT 化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>今通常国会において、            地方自治の観点及び能率的な警察運営の観点の両面に配慮して構築された現行都道府県警察制度の長所を生かしつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発物に係る事案等重大テロ事案に係る警察運営</li> <li>・ 国外における日本人被害のテロ事案等に対処するための警察の態勢</li> </ul>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の警察行政機関等との連絡</li> <li>・ IT技術を用いた捜査支援</li> </ul> について国の治安責任の明確化及び国と地方の警察機関の役割分担の観点から、国家公安委員会及び警察庁の役割を強化する 国境・都道府県境を越える新たな治安事象に対する効率的な警察運営を図るため、警察庁に組織犯罪対策部・外事情報部を設置する 等の警察法の一部を改正する法律案を提出し、可決成立した。(警察庁)	
<b>交通安全対策特別交付金制度の在り方の検討【随時検討】</b> 交通安全対策特別交付金制度については、引き続き、今後の在り方について検討を行うこととする。	交通安全対策特別交付金の見直しについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」における結論を受けて、今通常国会において、 交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び返還の規定の廃止 都道府県公安委員会が一定の放置違法駐車車両の使用者に対し違反金を都道府県に納付することを命ずる制度の導入 を含む道路交通法の一部を改正する法律案を提出した。(警察庁、総務省)	交通安全対策特別交付金 790億円

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<b>【消防制度についての具体的措置】</b>		
<p><b>常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】</b></p> <p>常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度については、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」(平成15年6月法律第84号)において廃止した。(消防庁)</p>	
<p><b>消防力の基準の見直し【平成16年度を目途に見直し】</b></p> <p>消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。</p>	<p>消防力の基準については、市町村が様々な選択を行えるような内容・形態にしていくため、「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び同幹事会を開催し、所要の見直しを検討している。これらにおける議論を平成16年7月を目途に取りまとめ、平成16年度中に消防庁長官告示の改正を行う予定である。(消防庁)</p>	
<p><b>地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】</b></p> <p>本年6月の「e-Japan 重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。</p>	<p>法改正により、消防庁長官が情報通信システムの整備、運用のため必要な事項を定めるとともに、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本計画を策定することとした。</p> <p>また、通信ネットワークのデジタル化・高機能化、防災情報の共有化を進めるとともに、緊急消防援助隊に係る基本計画を策定した(平成16年2月)。(消防庁)</p>	
<p><b>消防の広域再編の推進【逐次実施】</b></p> <p>市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。</p>	<p>消防本部の広域再編については、消防広域再編アドバイザーの派遣を行うなど、必要な助言・指導を行っている。特に、市町村合併に伴う消防本部の広域再編の進め方については、消防庁長官通知を发出(平成15年10月30日)している。(消防庁)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成14年度中に消防審議会で検討、逐次実施】</b></p> <p>消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。</p> <p>具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、消防・救急の各種業務について、効果やメリット・デメリット等の検討を行っているが、今後、地方公共団体の導入意向(委託・受託双方)を把握・確認しながら、より実地に即して具体的な仕組みの検討を進める予定である。(消防庁)</p>	
<p><b>緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】</b></p> <p>市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援(緊急消防援助隊等)に対する国の役割分担(関与、財政負担等)について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。</p> <p>具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、緊急消防援助隊を法律に位置づけるとともに、大規模・特殊災害時における国の出動指示権を創設、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(以下「基本計画」という。)の策定、指示出動に伴い増加し又は新たに必要となる経費に対する国庫負担金、基本計画に基づく施設整備に対する義務的国庫補助金、消防用国有財産・物品の無償使用等について定める「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」が可決・成立した。</p> <p>また、「緊急消防援助隊に関する政令」(平成15年政令第379号)を制定し、消防庁長官による出動の指示の対象となる特殊災害の原因並びに国庫負担金及び国庫補助金の対象経費等について定めるとともに、基本計画を策定(平成16年2月)し、5箇年間の部隊整備目標、施設の整備規模、教育訓練の充実等について定めた。</p> <p>これを受けて、基本計画に沿って法律に基づく登録の事務を進め、平成16年4月から法律に基づく緊急消防援助隊が発足したところである。(消防庁)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
<p><b>市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】</b></p> <p>大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申を踏まえた「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」により、消防庁長官の主体的な火災原因調査及び都道府県による市町村に対する航空機を用いた消火・救急等の支援を実施できることとした。今後、火災原因調査については実施体制の充実を推進するとともに、航空機を用いた消火・救急等の支援については必要な実施体制の整備等を促進する。(消防庁)</p>	
<p><b>社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成14年度中に検討、逐次実施】</b></p> <p>常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成16年度予算においては、消防団の資機材・施設の充実強化を図るため、消防補助金の予算額の大幅な増額及び補助率の引上げ、消防団の参加促進及び活動環境の整備を図るため、全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰などの事業の充実等を推進することとしている。</p> <p>消防団員の確保対策については、「地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会」において必要な検討を行い、平成16年3月に報告書を取りまとめたところである。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(消防団分) 20億円</p>
<p><b>救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に係る国における制度の検討【平成14年度中に検討し、所要の措置】</b></p> <p>救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途にとりまとめ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書(平成14年12月、平成15年12月)により、医師の具体的指示なし除細動(医師の包括指示下での除細動)を平成15年4月より実施し救命効果の向上が図られている。また、医師の具体的指示下での「気管挿管」については、平成16年7月目途に実施予定。医師の具体的指示下での「薬剤投与(エピネフリン(心拍再開に資する強心剤)の使用)」についても必要な講習、実習のあり方等について検討の上、平成18年4月目途の実施に向けた準備を行う。また、さらなる救命効果の向上のため、高規格救急自動車、必要な資機材の整備等を促進する。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(高規格救急自動車及び資機材分) 3.8億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成16年度予算額)
【その他の分野についての具体的措置】		
<p><b>地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】</b></p> <p>都道府県の局部・分課に関する規制については、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、局部数の法定制度を廃止する。</p>	<p>平成15年9月、地方自治法の改正により、都道府県の局部について設けられている法定局部数の制限及びこれに伴う事前届出制を廃止した。(総務省)</p>	
<p><b>CATV許可権限の在り方の検討【逐次検討】</b></p> <p>CATVの許可権限については、地域の実情を把握している都道府県に移譲すべきとの意見がある一方で、放送政策全体との整合性、高度・専門的な技術知識の必要性、広域的事業展開の進展等の要素も考慮すれば引き続き国が行うべきとの考え方や、規制緩和の観点からの検討が必要との考え方があることを踏まえ、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行う。</p>	<p>CATVの許可権限については、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行い、許可等に係る標準処理期間の短縮について訓令を改正するとともに、許可に際しての都道府県知事の意見の一層の尊重について通達を発出し、併せて地方公共団体に対する周知を図った。さらに、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る観点や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る観点から、各総合通信局長、放送部長及び放送・有線放送担当課長等に対し、会議等の場を活用して、直接訓令及び通達の内容を繰り返し徹底した。(総務省)</p>	